

本 編

序章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景と目的

1. 背景

小金井市（以下「本市」という。）の可燃ごみ処理については、ごみ処理施設の設置及び運営等を共同で行うことを目的として、日野市、国分寺市とともに設立した浅川清流環境組合において、令和2年（2020年）4月から、新可燃ごみ処理施設での共同処理がはじまります。施設の所在する日野市の住民及び関係者に厚く御礼申し上げます。本市としては、与えられた役割を誠実に遂行し、その責任を果たしてまいります。

本市の可燃ごみについては、平成19年（2007年）4月以降、広域支援により多摩地域の自治体及び一部事務組合に処理をお願いしてまいりました。また、可燃ごみを焼却処理した後に発生する焼却灰については、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する東京たまエコセメント化施設で、エコセメントの原料としてリサイクルされています。これまで本市の可燃ごみの処理をお願いしてまいりました多摩地域の自治体及び一部事務組合の各施設の周辺住民及び関係者並びに東京たま広域資源循環組合の所在する日の出町の住民及び関係者に厚く御礼申し上げます。

一方、不燃・粗大ごみ、資源物などの処理については、施設の老朽化に伴い、循環型社会の形成に資する施設の再配置を進め、適正処理の維持を図るため、平成30年（2018年）3月に「小金井市清掃関連施設整備基本計画」を策定し、二枚橋焼却場跡地（東町）と中間処理場（貫井北町）を建設予定地として事業を進めています。二枚橋焼却場跡地には、不燃・粗大ごみの積替え・保管施設を整備し、令和3年（2021年）度中の稼働開始を目指しています。また、中間処理場には、缶・ペットボトル・びん・プラスチックごみなどの資源物処理施設を整備し、令和6年（2024年）度中の稼働開始を目指しています。建設予定地周辺住民及び関係者に感謝申し上げます。

2. 目的

本市では、平成27年（2015年）3月に「小金井市一般廃棄物処理基本計画」（以下「前計画」という。）を策定し、発生抑制を最優先とした3R¹の推進に取り組んできました。市民・事業者の皆様のご理解・ご協力により、環境省が発表している「一般廃棄物処理実態調査（平成29年（2017年）度版）」において、人口10万人以上50万人未満の自治体（250自治体）

¹ 3Rとは、「リデュース（Reduce）＝発生抑制、リユース（Reuse）＝再使用、リサイクル（Recycle）＝再生利用」という言葉の頭文字の“3つのR”をとって作られた言葉です。リデュースとリユースは、ごみを出さない取組ですが、リサイクルは、ごみとして出されたものを資源化する取組であるため、3Rは取組の順番が大切です。

の中で、市民1人1日当たりのごみ排出量（集団回収含む）は、全国で最も少なく、リサイクル率（集団回収含む）も最も高い結果となりました。

前計画の取組とともに、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs：エスディーゼーズ）」に関する動向などを踏まえつつ、新可燃ごみ処理施設での共同処理の開始以降も、発生抑制を最優先とした3Rを更に推進するため、本市のごみ処理施策について、市民・事業者・行政が一体となって、相互に協力・連携して行動する取組を長期的・総合的に実践するための指針として、今回、新たに「小金井市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

～ SDGs（持続可能な開発目標）とは ～

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）は、経済・社会・環境の3つのバランスが取れた社会を目指すための世界共通の行動目標であり、平成27年（2015年）9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられているものです。

SDGsは、すべての国々、人々を対象としており、令和12年（2030年）までに持続可能な社会を実現するために達成すべき17のゴールと169のターゲットを掲げています。17のゴールは、世界中で取り組むべき課題の解決を目指しており、達成に向けて、すべての人々がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。一見、環境との関わりが浅いゴールもありますが、すべてが相互に関係しており、一つの行動によって複数の課題を統合的に解決することで持続可能な社会を目指すものです。

なお、本計画に定める施策と特に関連が深いゴールと、その実現に向けた本計画における取組事例を、資料編に例示しています。



出典：国連広報センター

第2節 計画の位置づけと対象期間

1. 基本計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき策定するもので、一般廃棄物の処理に関する中長期的な基本方針を定めるものです。策定にあたっては、上位計画である「小金井市基本構想・基本計画」や「小金井市環境基本計画」、国や都の策定する計画とも整合を図り、長期的・総合的な視点から一般廃棄物の処理に関する基本的な方向性や目標達成のための施策について定めています。なお、本計画を推進するための年度ごとの具体的な取組については、毎年度策定する実施計画「小金井市一般廃棄物処理計画」で定めるものとします。

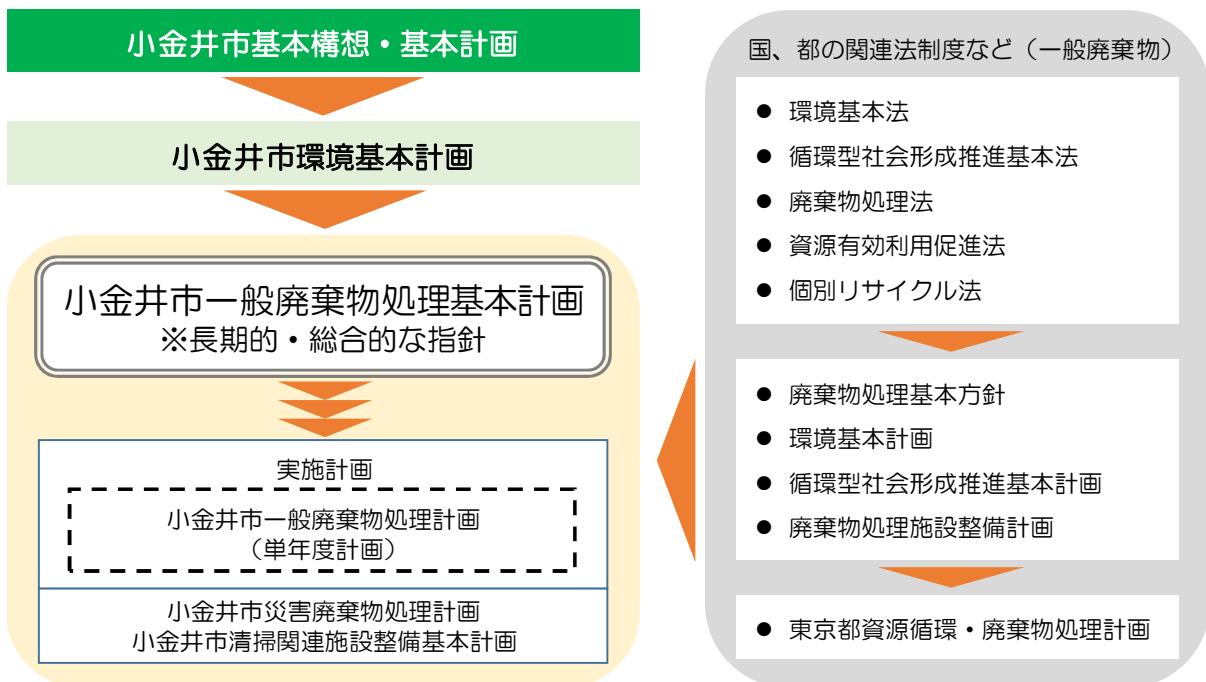


図 序-1 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

2. 計画対象期間

本計画は、前計画の中間目標年度となる令和元年（2019年）度の次年度である令和2年（2020年）度を計画の初年度とし、上位計画である「小金井市基本構想・基本計画」や「小金井市環境基本計画」の次期計画期間との整合を図るため、令和12年（2030年）度までの11年間を計画期間とします。また、計画期間を前期（令和2年（2020年）度～令和7年（2025年）度）と、後期（令和8年（2026年）度～令和12年（2030年）度）の2期に分け、中間目標年度の令和7年（2025年）度に国の指針に基づき見直すこととします。

また、社会情勢の大きな変化、法制度の改正など計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合などは、必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。

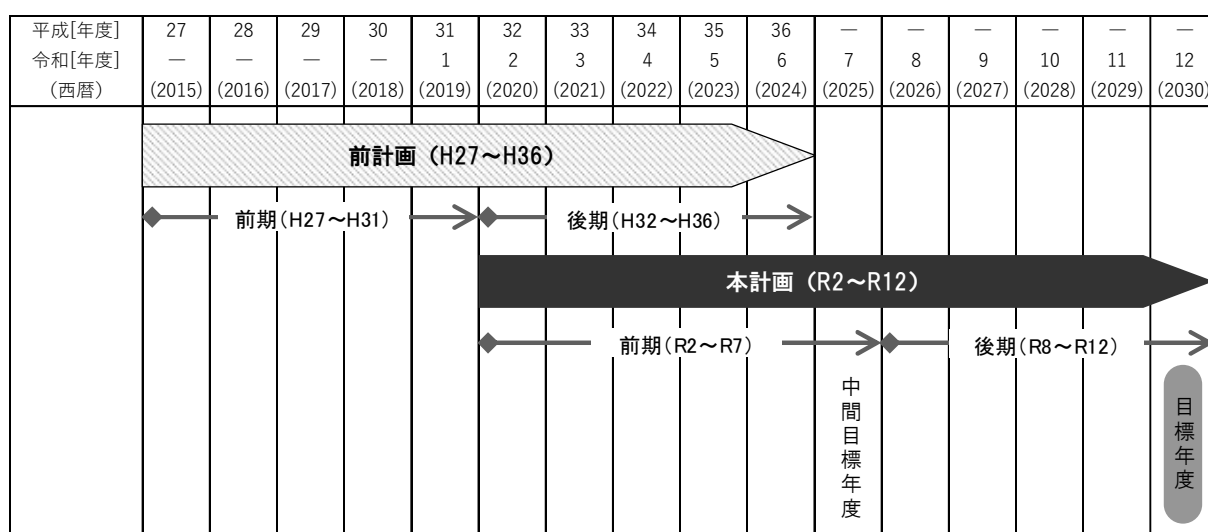


図 序-2 計画期間

第1部 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

第1章 本市の現状と課題

第1節 ごみ処理の状況

1. ごみ処理体制

(1) 家庭系一般廃棄物

家庭から排出される一般廃棄物を、「燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ、粗大ごみ、有害ごみ、資源物」の区分に分類しています。分別区分のうち「燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ」は家庭用指定収集袋を使用して排出することとし、「粗大ごみ」は粗大ごみ処理券を品目ごとに貼って排出することとしています。また、分別区分ごとに排出された一般廃棄物は、戸別収集（回収）しています。戸建て住宅では道路に面した建物敷地内の収集しやすい場所に、集合住宅では敷地内の専用ごみ集積所に、朝8時30分までに排出されたものを収集（回収）しています。家庭系一般廃棄物の戸別収集（回収）の分別区分、排出方法などは、以下のとおりです。

表 1-1 戸別収集（回収）

分別区分	内容	回数/体制	排出方法	
燃やすごみ	生ごみ・衛生上燃やすもの・特殊な紙など	週2回/委託	指定収集袋（黄）	
燃やさないごみ	ゴム製品・ガラス・せともの・小型家電製品など	2週に1回/委託	指定収集袋（青）	
プラスチックごみ	プラマークの有無に関わらず材質が100%プラスチック製品のもの	週1回/委託	指定収集袋（青）	
粗大ごみ	家具・収納用品・自転車・ふとん・ベッド・敷物など	随時/委託	<申込制> 粗大ごみ処理券	
有害ごみ	乾電池・蛍光管（電球型含む）・水銀体温計・ライター類	2週に1回/委託	透明又は半透明の袋	
資源物	びん	飲料用・食料品用ガラスびん	2週に1回/委託	かごなどに入れる
	スプレー缶	スプレー缶・エアゾール缶・卓上カセットボンベなど	2週に1回/委託	かごなどに入れる
	空き缶	アルミ缶・スチール缶（飲料缶・菓子缶・茶缶など）	2週に1回/委託	かごなどに入れる
	金属	鍋・やかん・フライパンなど	2週に1回/委託	かごなどに入れる
	ペットボトル	飲料用・酒類用・調味料用（しょうゆ・みりんなど）	2週に1回/委託	かごなどに入れる
	古紙・布	新聞	週1回/委託	紙ひもで縛る

分別区分	内容	回数/体制	排出方法
資源物	古紙・布	ざつがみ、雑誌・本	ざつがみ 雑誌の間に挟み込むか、紙袋などにまとめて入れる 雑誌・本 紙ひもで縛る
		段ボール	紙ひもで縛る
		紙パック	紙ひもで縛る
		シュレッダー紙	透明又は半透明の袋
	布	透明又は半透明の袋	
枝木・雑草類・落ち葉	枝木（1本の長さ1m以内・1本の直径15cm以内・束の大きさ30cm以内）・雑草類・落ち葉	2週に1回/委託	枝木 ひもで縛る 雑草類・落ち葉 45リットル以内の透明又は半透明の袋
生ごみ乾燥物	家庭用生ごみ減量化処理機器（乾燥型）から生成されたもの	週1回/直営	<申込制> 指定専用容器に入れる

表 1-2 拠点収集

分別区分	内容	回数/体制	
資源物	食品トレイ	発泡スチロール製トレイ	週3回/委託
	紙パック	紙パック（内側が白いもののみ）	週1回/委託
	難再生古紙	防水加工された紙・感熱紙・写真・紙製緩衝材・アルミ付紙パックなど	週3回/委託・直営
	ペットボトル	飲料用・酒類用・調味料用（しょうゆ・みりんなど）	週3回/委託
	ペットボトルキャップ	ペットボトルのキャップ	週2回/直営
	生ごみ乾燥物	家庭用生ごみ減量化処理機器（乾燥型）から生成されたものなど	週2回/直営
	くつ・かばん類	くつ類（左右ペア）・かばん類・ベルト・ぬいぐるみ	月1回/直営

※ 上記のほかに地域の実情に合わせて、地域住民などの管理の下、拠点収集（回収）を実施している場合があります。

(2) 事業系一般廃棄物

事業活動に伴って排出される一般廃棄物については、事業者自らの責任において、自己処理することが原則となります。法令を遵守して、独自又は他の事業者と共同して適正に処理しなければなりません。ただし、1日平均10kg未満又は臨時に100kg未満の量を排出する事業所は、事業系一般廃棄物を事業用指定収集袋により排出することができます。

(3) ごみ処理の流れ

本市の燃やすごみは、令和2年（2020年）4月から本格稼働を開始する浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設にて処理を行います。焼却処理した後に発生する焼却灰は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する東京たまエコセメント化施設でエコセメント原料としてリサイクルされています。一方、燃やさないごみ・プラスチックごみ・粗大ごみ・有害ごみは、中間処理場で積替えや破碎・選別の工程を経て、民間処理施設で資源化処理など²を行っています。また、資源物は、分別区分ごとに民間処理施設などでそれぞれ資源化処理を行っています。



浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設

浅川清流環境組合は、平成27年（2015年）7月1日に設立した日野市・国分寺市・小金井市の3市で構成する一部事務組合です。この組合では、ごみ処理施設の設置及び運営等を行います。新可燃ごみ処理施設の整備は、平成28年（2016年）11月から令和2年（2020年）3月まで行い、令和2年（2020年）4月から施設が本格稼働します。新可燃ごみ処理施設は、日野市にあるため、施設周辺にお住まいの皆様の負担を少しでも軽減するよう、更なるごみの減量と資源化の推進が必要です。

- ・所在地：日野市石田一丁目210番地の2（日野市クリーンセンター内、敷地面積約1.1ha）
- ・処理能力：228 t/日（114 t/日×2炉）
- ・処理方式：全連続燃焼式ストーカ炉
- ・発電設備：蒸気タービン発電機5,190kW
- ・階数：地上6階、地下2階
- ・建物高さ：約32m
- ・煙突高さ：約85m



写真 新施設全景（令和2年2月）

² マテリアルリサイクル（ペットボトルを繊維にするなど、製品の原材料に再生加工すること）、ケミカルリサイクル（ガス化など化学原料としてリサイクルすること）、サーマルリサイクル（焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用すること）のことで、マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクルを、本市では「資源化」と位置づけています。

2. ごみ排出量

(1)ごみ排出量の推移

ごみ排出量は、平成23年（2011年）度から平成30年（2018年）度まで減少傾向となりました。平成30年（2018年）度は、平成29年（2017年）度と比較すると、事業系一般廃棄物は増加しましたが、家庭系一般廃棄物が減少したことから、ごみ排出量の合計は減少となりました。

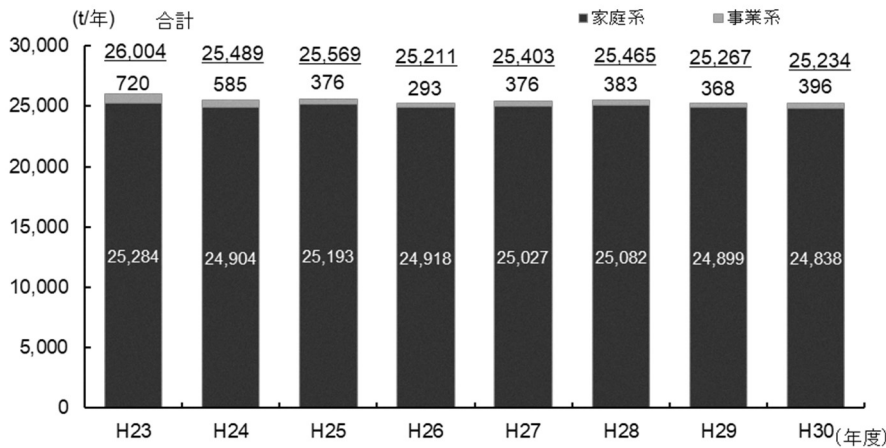


図 1-1 ごみ排出量の推移

(2)ごみ排出量(項目別)の推移

燃やすごみは、平成23年（2011年）度から平成30年（2018年）度まで減少傾向となりました。燃やさないごみは、平成23年（2011年）度から平成30年（2018年）度まで年度間の増減は見られるものの、減少傾向となりました。資源物は、平成23年（2011年）度から平成28年（2016年）度までほぼ横ばいで推移していましたが、平成29年（2017年）度から増加傾向となりました。

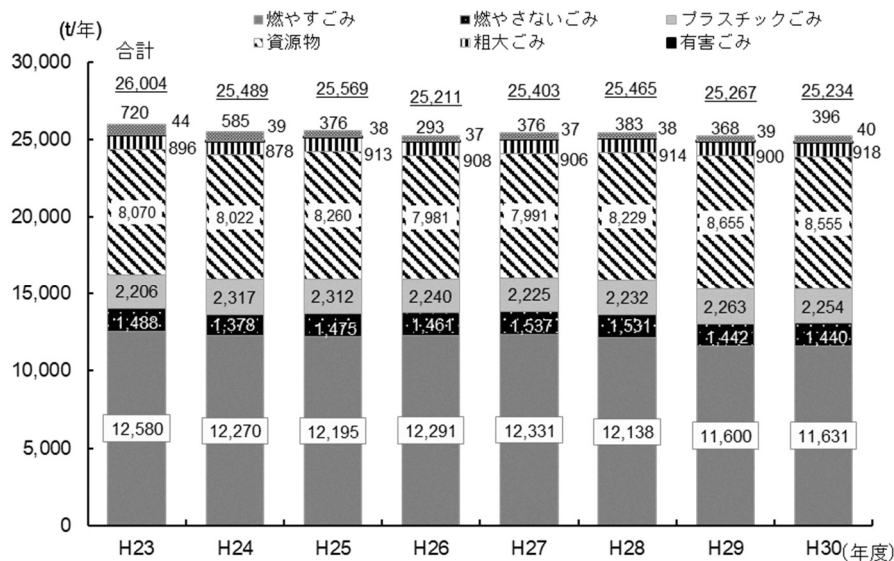


図 1-2 ごみ排出量(項目別)の推移

3. 市民1人1日当たりのごみ排出量

(1) 市民1人1日当たりのごみ排出量の推移

市民1人1日当たりのごみ排出量は、平成23年（2011年）度から平成30年（2018年）度まで減少傾向となりました。平成25年（2013年）度以降の事業系一般廃棄物は、横ばいで推移していますが、家庭系一般廃棄物は減少傾向となりました。

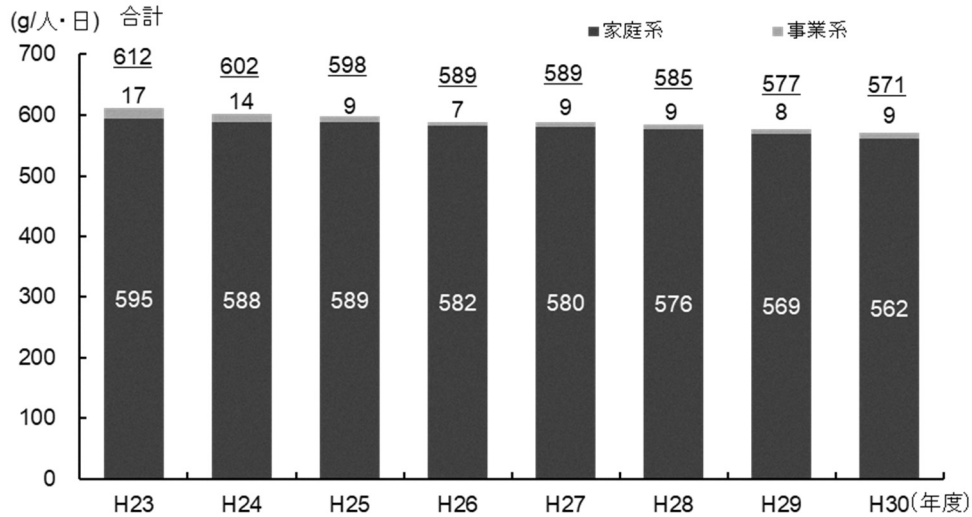


図 1-3 市民1人1日当たりのごみ排出量の推移

(2) 市民1人1日当たりのごみ排出量(項目別)の推移

燃やすごみは、平成23年（2011年）度から平成30年（2018年）度まで減少傾向となりました。燃やさないごみは、平成23年（2011年）度から平成30年（2018年）度まで年度間の増減は見られるものの、減少傾向となりました。

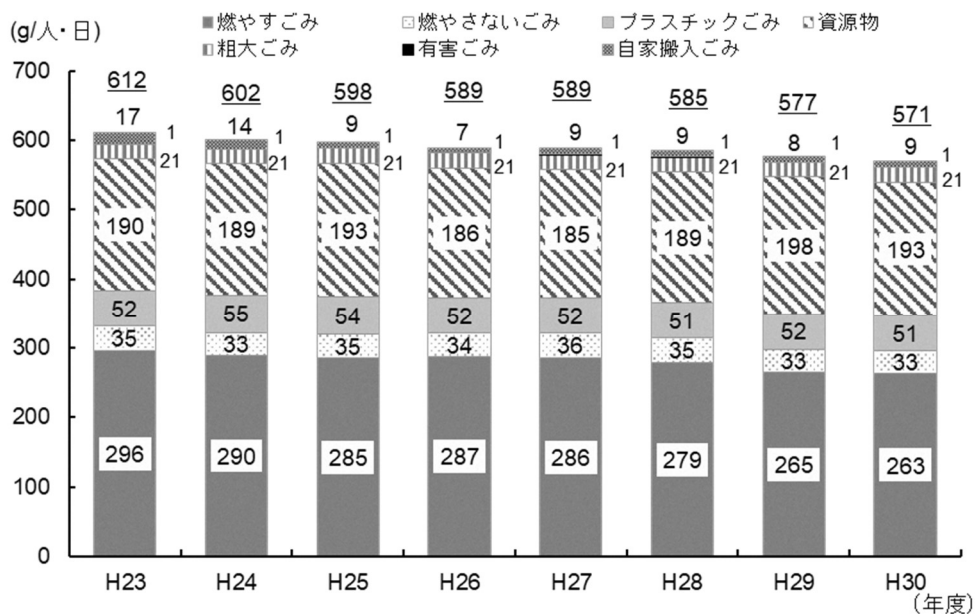


図 1-4 市民1人1日当たりのごみ排出量(項目別)の推移

4. 燃やすごみの焼却処理量及び不燃・粗大ごみの中間処理量

(1) 燃やすごみの焼却処理量の推移

燃やすごみの焼却処理量は、平成23年（2011年）度から平成30年（2018年）度まで年度間の増減は見られるものの、減少傾向となりました。

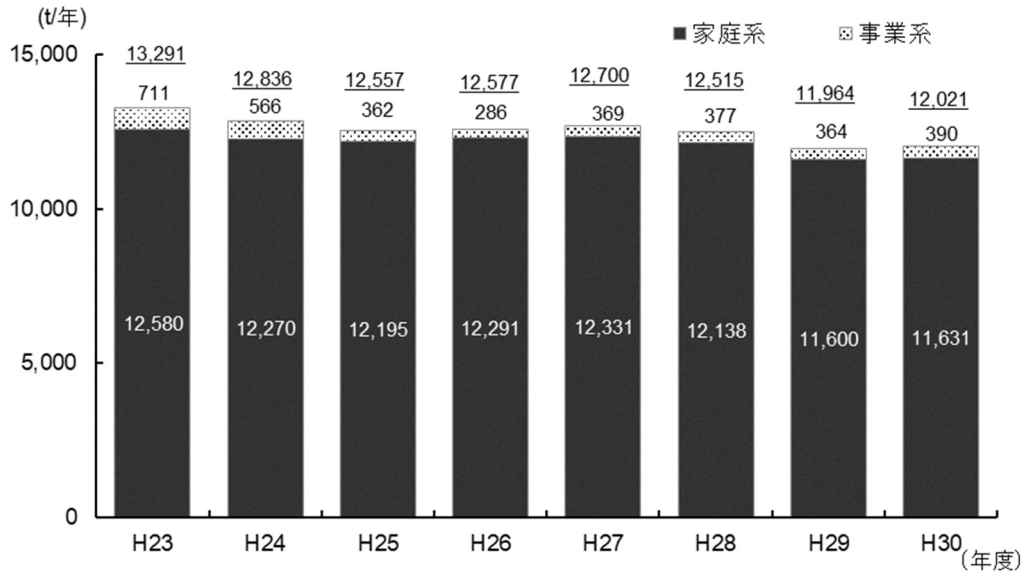


図 1-5 燃やすごみの焼却処理量の推移

(2) 不燃・粗大ごみの中間処理量(項目別)の推移

不燃・粗大ごみの中間処理量は、平成23年（2011年）度から平成30年（2018年）度まで年度間の増減は見られるものの、ほぼ横ばいで推移しています。

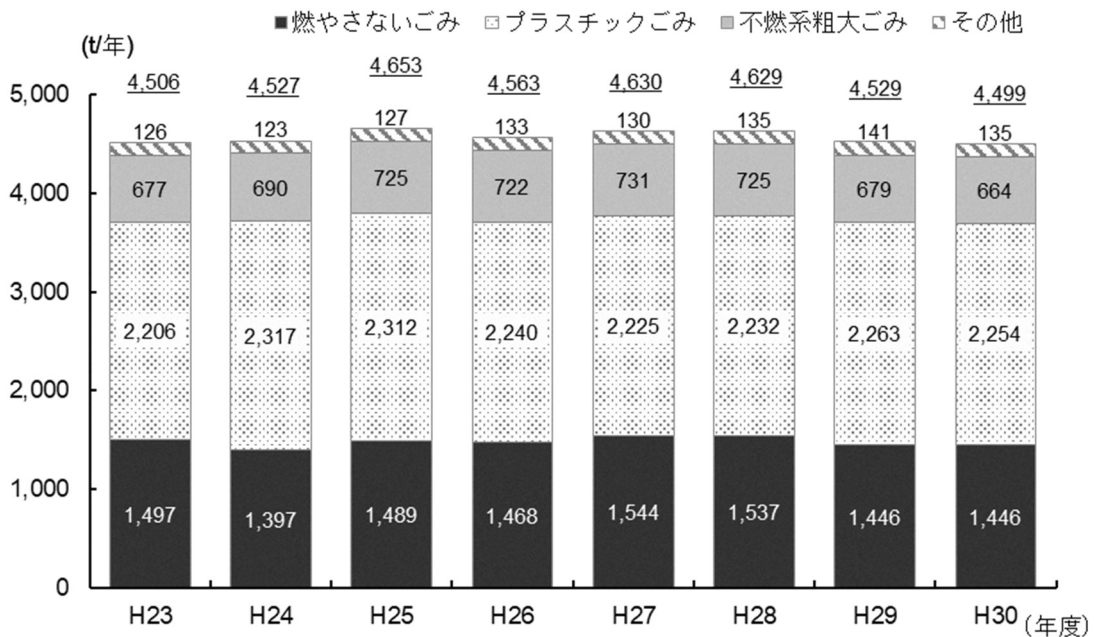


図 1-6 不燃・粗大ごみの中間処理量（項目別）の推移

5. 資源化量

資源化量は、平成23年（2011年）度から平成30年（2018年）度まで年度間で増減が見られます。

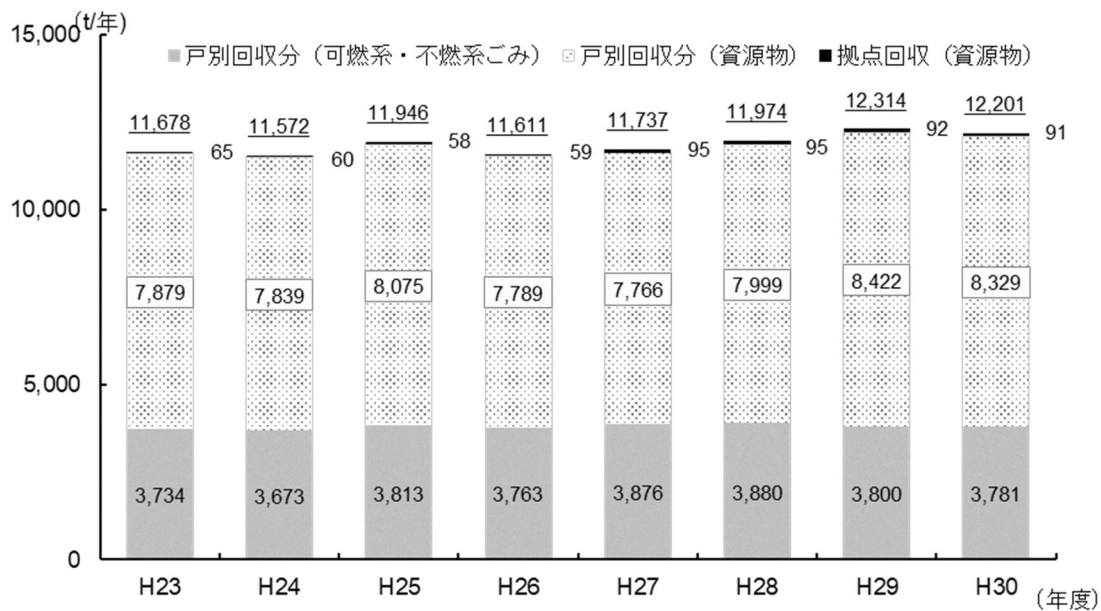


図 1-7 資源化量の推移

6. 集団回収の実施団体登録数及び回収量

集団回収の実施団体登録数は、平成25年（2013年）度から平成30年（2018年）度までほぼ横ばいで推移しています。回収量は、平成25年（2013年）度から平成28年（2016年）度まで増加傾向で推移していましたが、近年は減少傾向となりました。

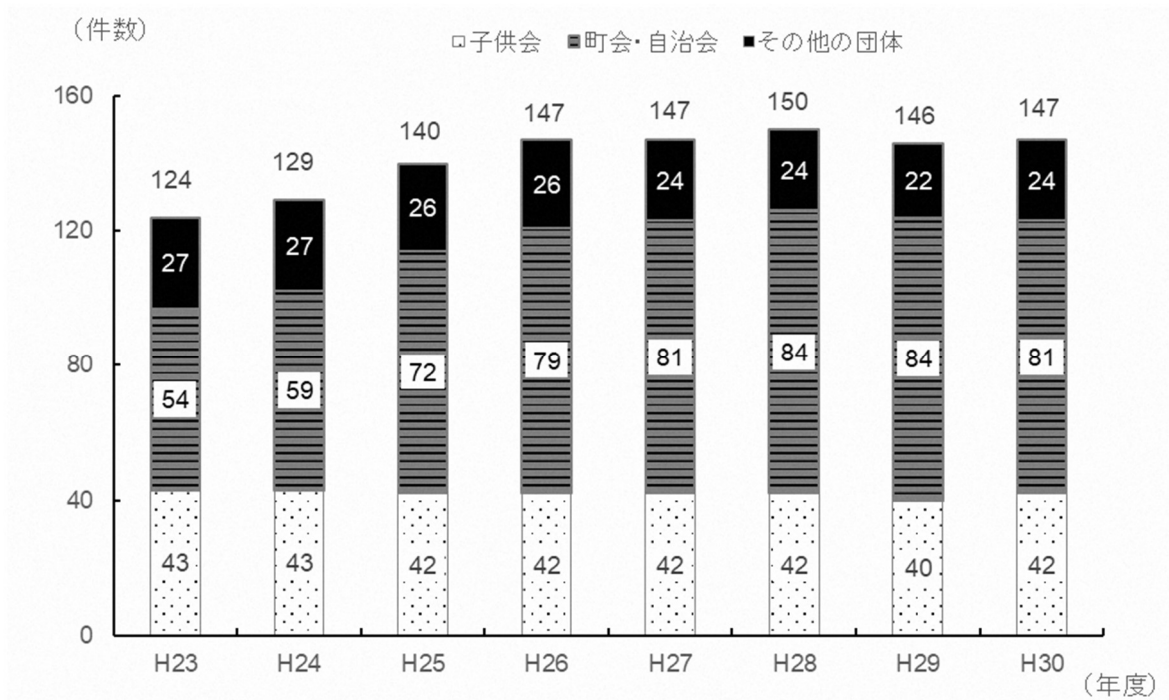


図 1-8 集団回収の実施団体登録数の推移

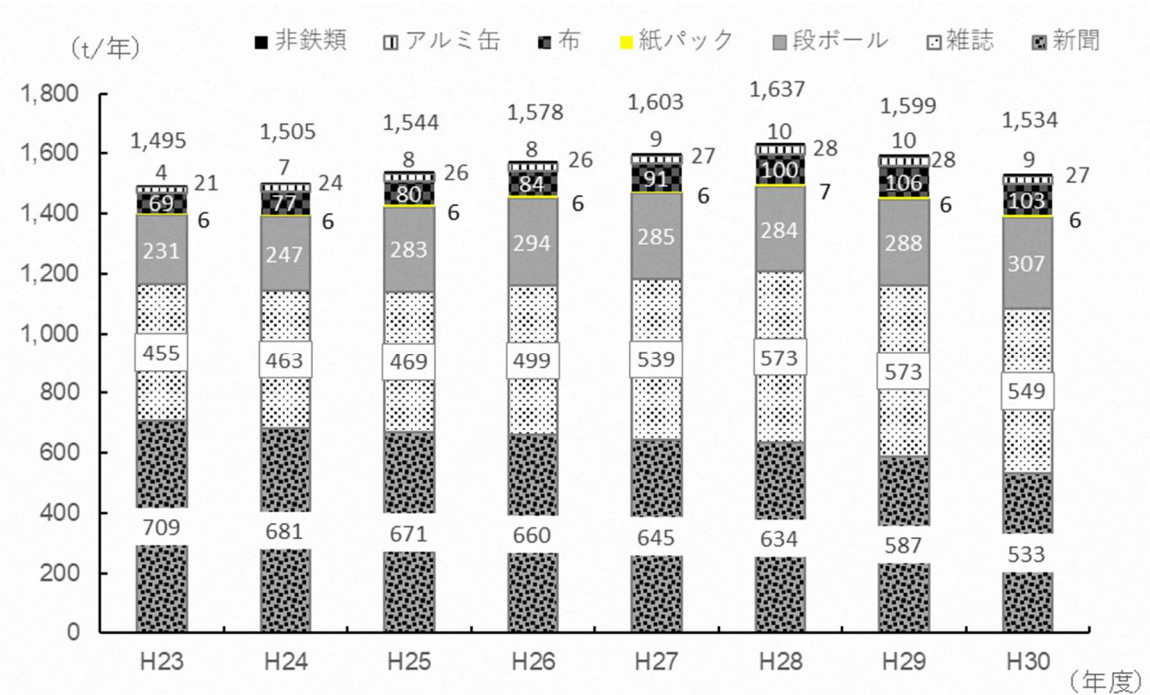


図 1-9 集団回収量の実績の推移

7. 埋立処分量・焼却灰

埋立処分量は、平成23年（2011年）度から減少傾向にあり、平成27年（2015年）9月以降は、全量を資源化处理しているため、現在は埋立を行っていません。焼却灰は、平成25年（2013年）度から平成30年（2018年）度まで年度間の増減が見られるものの、増加傾向となりました。なお、焼却灰は、平成18年（2006年）度から、全量をエコセメントの原料としてリサイクルしています。

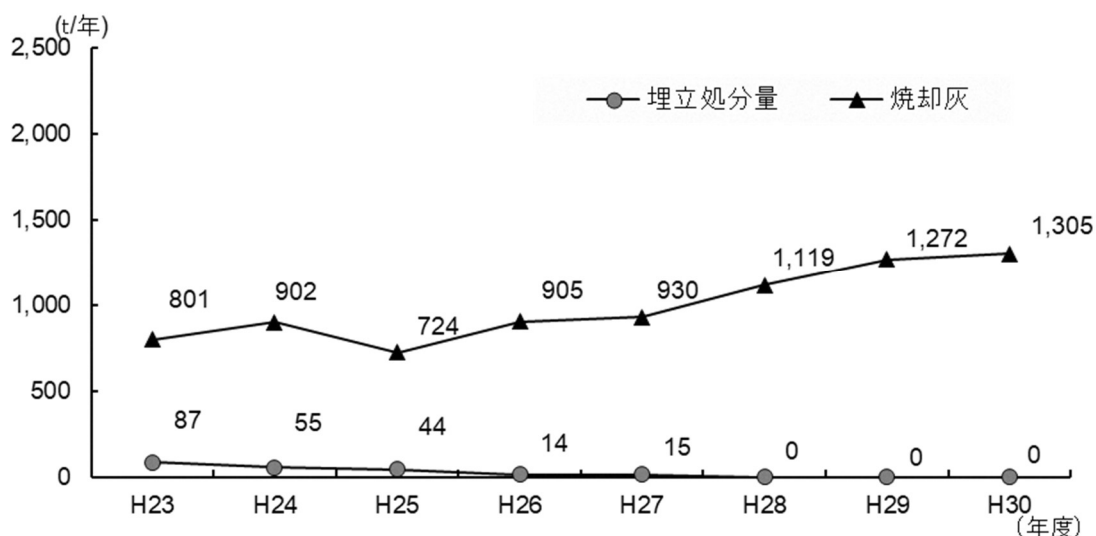


図 1-10 埋立処分量・焼却灰の推移

8. その他

(1) 一般廃棄物処理実態調査

環境省発表「一般廃棄物処理実態調査（平成29年（2017年）度版）」によると、本市は、人口10万人以上50万人未満の自治体（250自治体）の中で、市民1人1日当たりのごみ排出量（集団回収含む）は613.5gで最も少ない結果となり、リサイクル率（集団回収含む）は51.8%で最も高い結果となりました。

(2) ごみ処理経費

総務省地方財政状況調査の清掃費を参考に、本市と多摩地域平均の年間ごみ処理経費（1人当たり・1t当たり）を算出しました。本市と多摩地域はほぼ同じ傾向で推移しており、平成29年（2017年）度においては、前年度と比較すると減少していますが、いずれの場合においても本市の年間ごみ処理経費は、多摩地域の平均値を上回っており、高い水準にあります。

表 1-3 年間ごみ処理経費の推移

行政区分		年度	単位	H25	H26	H27	H28	H29
小金井市	行政区域内人口		人	117,116	117,272	117,851	119,238	119,984
	ごみ排出量		t	27,113	26,789	27,006	27,102	26,866
	清掃費		千円	2,947,274	3,026,336	3,200,678	3,255,726	3,120,194
	年間ごみ処理経費(1人当たり)		円/人・年	25,165	25,806	27,159	27,304	26,005
	年間ごみ処理経費(1t当たり)		円/t・年	108,703	112,969	118,517	120,129	116,139
多摩地域平均	行政区域内人口		人	4,158,731	4,167,363	4,181,479	4,200,298	4,215,971
	ごみ排出量		t	1,195,701	1,180,300	1,170,881	1,145,128	1,131,554
	清掃費		千円	71,399,949	74,320,776	77,686,044	77,954,304	74,442,170
	年間ごみ処理経費(1人当たり)		円/人・年	17,169	17,834	18,579	18,559	17,657
	年間ごみ処理経費(1t当たり)		円/t・年	59,714	62,968	66,348	68,075	65,788

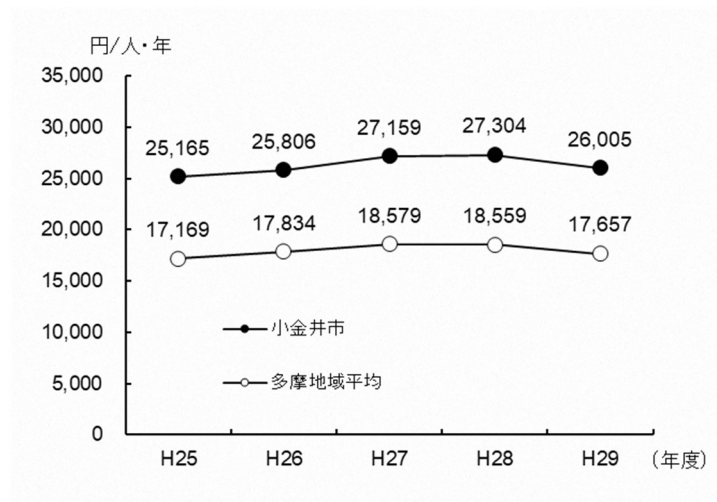


図 1-11 年間ごみ処理経費（1人当たり）の推移

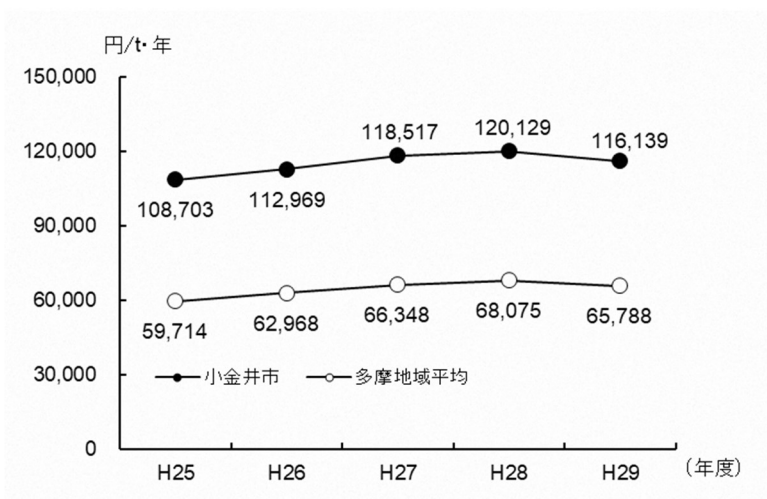
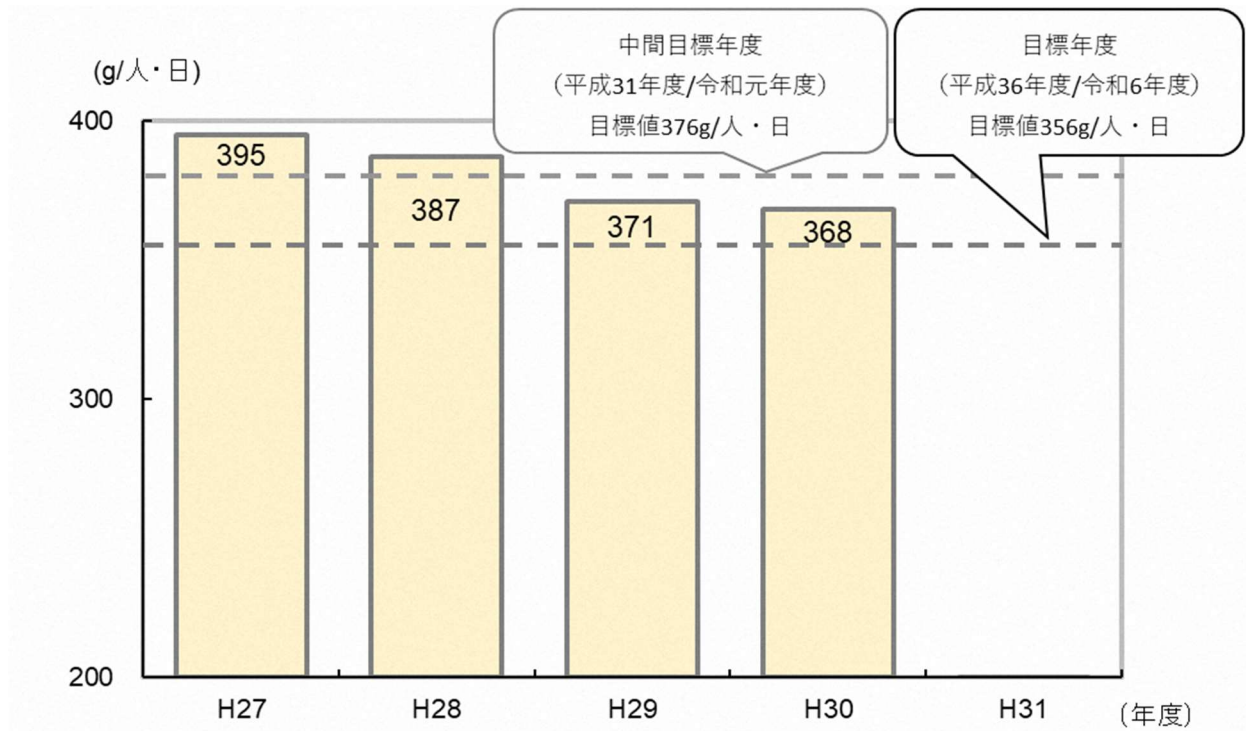


図 1-12 年間ごみ処理経費（1t当たり）の推移

第2節 前計画における数値目標と実績

1. 市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、平成29年（2017年）度に中間目標年度（平成31年度／令和元年度）目標値を達成しています。



※家庭系ごみとは、燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ、粗大ごみ、有害ごみを合わせたごみ排出量です。

図 1-13 市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の目標値と実績の推移

2. 埋立処分量

埋立処分量は、平成18年（2006年）度に前期目標値及び後期目標値ともに達成しています。今後も引き続き、埋立処分量ゼロを継続していきます。

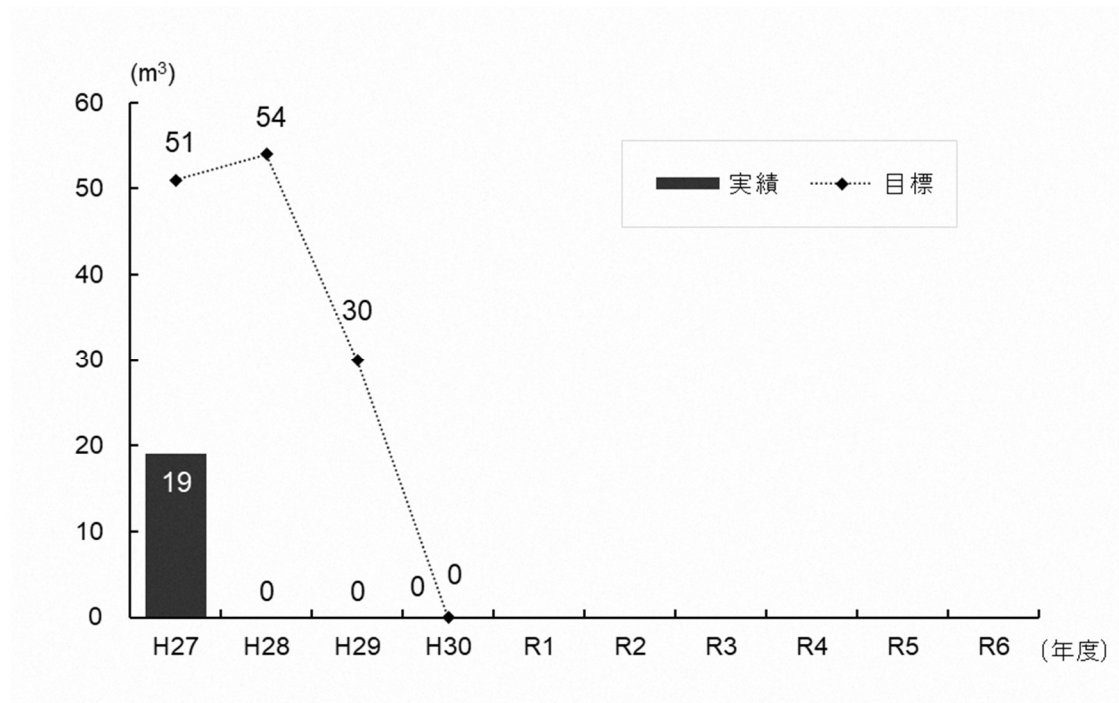


図 1-14 埋立処分量の目標値と実績の推移



コラム

日の出町ニツ塚廃棄物広域処分場

日の出町にあるニツ塚廃棄物広域処分場は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営しています。多摩地域では人口が急増して都市化が進む中、日の出町の皆様のご理解・ご協力により、昭和59年（1984年）4月に谷戸沢廃棄物広域処分場を開場し、埋立処分を行っていましたが、平成10年（1998年）4月に同処分場の埋立処理を終了しました。その後は、平成10年（1998年）1月に開場したニツ塚廃棄物広域処分場で埋立処分を行っていましたが、ごみの資源化を推進した結果、平成30年度（2018年）は、全構成団体が埋立ごみの搬入を行っておりません。



写真 ニツ塚廃棄物広域処分場

第3節 本市の抱える主な課題

循環型社会の形成に向けて、ごみの減量及び資源化の推進並びに中間処理などに係る諸課題について、以下のとおり整理しました。

1. ごみを出さないライフスタイルの推進(リデュース)

(1)ごみを元から減らす

大量生産、大量消費及び大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、限りある資源を大切に使い、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を形成するためには、市民一人ひとりがごみの減量及び資源化の推進に向けた取組を実践することが必要です。その中でも、まずは、ごみになるものを元から減らすリデュースに取り組むことで、ごみの総量を減少させることが重要です。

① 燃やすごみ

本市では、燃やすごみの減量に向けて、分別収集(回収)品目の増設、生ごみの減量化・堆肥化などに取り組んだ結果、燃やすごみ量は減少傾向にあります。しかしながら、ごみ組成分析調査の結果において、燃やすごみの中には、社会的に大きな問題となっている、本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品(以下「食品ロス」という。)である、未利用食品(約4%)、未開封食品(約3%)、食べ残し(約6%)の混入が見られます。

また、資源になる紙類(約12%)の混入も見られることから、リデュースの取組や分別の徹底により、燃やすごみの更なる減量は可能であると考えます。そのためには、市民が日常生活の中で、リデュースや分別の徹底などに無理なく取り組める施策の展開が必要です。



写真 燃やすごみに混入していた(左)未開封食品(右)未利用食品

② 燃やさないごみ・プラスチックごみ

燃やさないごみ・プラスチックごみの合計量は、近年ほぼ横ばいで推移しています。市民アンケートの調査結果からは、燃やさないごみ・プラスチックごみの分別に関する意識は高いことが考えられます。

一方、近年、世界的に大きな問題となっているマイクロプラスチックによる環境汚染を防止する観点からも、燃やさないごみ・プラスチックごみの減量は不可欠です。そのためには、市民アンケートにも記述がありましたが、無駄なものを買わない・もらわないなど、市民が日常生活の中で、リデュースや分別の徹底などに無理なく取り組める施策の展開が必要です。

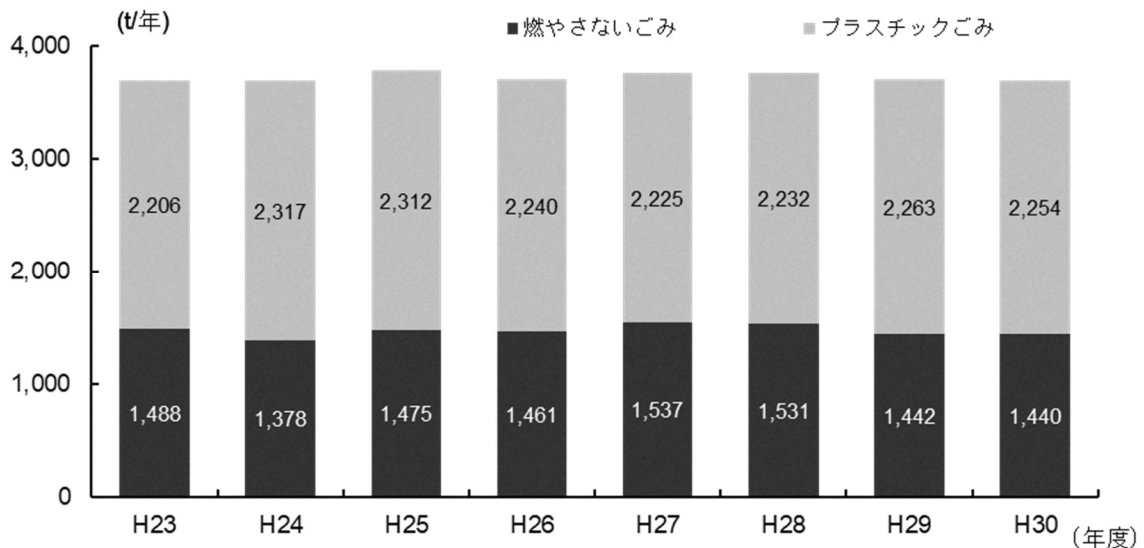


図 1-15 燃やさないごみ・プラスチックごみ量の推移

(2) 共同処理の開始

本市の長年にわたる重要な課題であった可燃ごみ処理については、令和2年(2020年)4月から日野市、国分寺市とともに、浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設において共同処理がはじまります。本市としては、新可燃ごみ処理施設の周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減するために、新可燃ごみ処理施設での共同処理の開始以降も引き続きごみ減量と分別の徹底に取り組むことが必要です。

(3) 意識改革

家電製品等の分解体験を行った子ども向けのワークショップにおいては、「身近なものでも、分解するとプラスチックや金属などが大量に含まれていると気が付いた」といった「気づき」を得てもらうことができました。生ごみの食品ロスやプラスチックごみをテーマとしたグループワークを行った大人向けのワークショップにおいては、意識改革のための啓発活動が重要であるという意見が多く出されています。

一方、市民アンケートにおいては、市が行っている食品ロスに関する取組について、「知らない」または「知っているが利用・活用したことはない」との回答が約80%~約90%あったことやごみ組成分析調査の結果において未利用品や食べ残しなどの混入が見られたことから、ごみになるものをもらわない・買わないなどのリデュースへの取組の裾野を広げる余地はまだあるものと考えられます。ごみの減量を進めるためには、ごみや環境への関心が低い人や転入

者の意識向上を図ると同時に、取組への参加を促す対策を強化することにより、取組の裾野を広げるとともに、取組が生活の一部として無理なく取り込まれ、ライフスタイルとして確立するように支援することが必要です。

また、ごみ減量や分別に関心があり、既に取り組んでいる人に対しても、更にリデュースや減量化を進めることができるよう様々な支援を行うことが必要です。

2. 再使用の推進(リユース)

(1)リユース施策の展開とルートの確保

リデュースの次に取り組むべきことは、使えるものを繰り返して何度でも使うリユースを推進することです。そのためには、新たなリユース施策の展開と、適正に再使用されるためのルートを構築して安定的な運用を図っていくことが必要です。

(2)くつ・かばん類の有効利用の推進

くつ・かばん類の拠点回収については、平成24年(2012年)4月から実施していますが、市民アンケートでは、「知らない」という回答が約50%となっており、ごみ組成分析調査の結果においても、燃やさないごみに、リユースできるくつ・かばん・ベルトなどの混入が見られました。

また、制度は知っていても、実際に利用・活用したことがないという市民も多くいることから、施策を普及させ、強化する余地がまだあると考えられます。リユースは、リデュースの次に取り組むべきことであるため、くつ・かばん類の拠点回収などのリユース活動について、広報媒体を活用して広く周知し、強化することが必要です。

3. 資源循環システムの構築(リサイクル)

(1)資源化ルートの確保

現在、本市では多くの品目について資源化施策を行っていますが、市民の協力により排出された資源物は、適正な方法で運搬・処理し資源化されることが求められます。そのためにも、資源になるものが適正に資源化されるためのルートを構築し安定的な運用を図っていくことが必要です。

(2)生ごみ資源化施策の推進

ごみ組成分析調査の結果において、依然として燃やすごみの中に占める調理くずなどの割合が高いことが明らかとなったことから、生ごみの資源化に向けた取組を更に強化するとともに、これまで続けてきた生ごみ堆肥化事業に加えて、新たな生ごみ資源循環施策の検討が必要です。

4. 分別・啓発活動の強化

(1) 分別の徹底

分別区分をわかりやすく周知するなどして、分別の徹底を推進することが必要です。市民アンケートにおいて、回答者の約55%は分別を「徹底している」と答えていますが、約34%は「徹底を心掛けているが、分からないものは混ぜて出している」と答えています。分別を徹底することで、ごみを減らすことに加え、資源になるものを効率的・効果的に集めることができます。分別方法をわかりやすく周知することで市民の理解を深めるとともに、分別指導を徹底し、適正排出に向けた取組を継続・強化することが必要です。

(2) 多様な啓発活動の実施

本市には近隣を含め複数の大学が立地し、都心への通勤圏内であることから、学生や単身者、共働きの家庭など多様な年齢層や生活環境の方々が居住されています。また、転出入者が多いという特徴があることから、転入者への啓発は非常に重要です。

ごみ組成分析調査の結果では、単身集合住宅などにおいて、燃やすごみの中にOA用紙などの資源になる紙類の混入が見られ、燃やさないごみの中に本来燃やすごみに排出すべき生ごみ、資源になる紙類、電池などの有害ごみ及びプラスチック類の混入が見られました。更なるごみの分別を徹底するため、多様な市民へ向けた効果的な啓発の工夫が必要です。ごみ減量の成果を提示するなど、取組の効果を市民にわかりやすく示し、日常的な取組に対する意欲・意識を高める必要があると考えられます。

更に、ワークショップにおいても、これまで市が行ってきた様々な施策を広く市民に知ってもらい、市民一人ひとりの意識向上を図ることが重要であるとの意見があったことから、「見える化³」を行うことによる効果的な啓発活動により、一人でも多くの市民に本市の施策を周知徹底し、取組を実践してもらうことが必要です。



写真 燃やさないごみに混入していた（左）紙類（中央）電池（右）ライター

³ ごみや資源物の行方や資源化の過程をわかりやすく図解したり、情報をデジタル表示したりするなど、視覚的なわかりやすさに重点を置いた情報発信に努めることにより、取組の存在や具体的な内容を知ってもらうとともに、市民や事業者にわかりやすく、客観的に捉えられるものとすることです。

(3)環境教育・環境学習の推進

本市では、アニメーションDVDや冊子などの広報媒体の作成の他、大人から子どもまで全ての市民に向けて環境教育・環境学習を実施しています。しかしながら、市民アンケートによると、約91%の市民が事業を実施していることを「知らない」と回答しており、各種講座の情報や啓発・教育用ツールの貸出事業の周知徹底が必要です。

また、市民の様々な要望に対応できるようにメニューを多様化するなどの見直しを行い、環境教育・環境学習を推進していくことにより、一人でも多くの市民にごみや環境への関心を促すことが必要です。

5. 地域における3Rの推進

(1)市民・事業者・行政の連携

平成18年（2006年）度にごみゼロ化推進員で構成されるごみゼロ化推進会議を発足し、市民・事業者・行政が協働でごみの減量や分別の啓発に向けて取り組む活動を行ってきました。今後も市民・事業者・行政がそれぞれの役割分担を認識し、情報を共有して地域での活動をより強化することが必要です。



コラム

ごみゼロ化推進員

ごみゼロ化推進員は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の8に基づき、ごみの減量やまちの美化などに向けた活動を行うため、市から委嘱を受けた、町会・自治会・事業者などからの推薦や公募市民などで構成されています。

市と連携して、キャンペーンやイベントへの参加、勉強会や研修会、ごみの分別やごみに関する相談など、幅広い活動を行っています。

(2)集団回収への参加促進

本市の集団回収について、市民アンケートにおける集団回収を利用・活用している人の割合は約37%となっています。集団回収を「知っていても利用・活用していない」又は「知らない」場合も多いため、周知徹底に加え、より多くの人に参加しやすい集団回収の在り方を検討するなど、各地域で、市民や団体が集団回収を利用しやすい多様な機会の提供が必要です。

6. 事業活動における3Rの推進

(1) 法令の遵守

事業活動に伴って排出されるごみは自己処理が原則となっており、事業者は自らの責任で法令を遵守した適正な処理を行わなければなりません。事業系ごみの発生抑制を含め、適正排出に向けた啓発や指導の強化が必要です。

(2) 意識の向上

事業所意識調査では、ごみの減量及び資源化を進める上での問題点のひとつとして、「従業員へ意識を浸透させることが難しい」ことが挙げられています。従業員全てが本市に居住しておらず、ごみの減量や分別、リサイクルに対する意識も個人差があります。事業所におけるごみの減量及び適正処理を進めるためには、従業員の意識向上を図り、一体となって取り組めるような情報提供を行う必要があります。

(3) 事業者の状況に応じた対応

事業所意識調査では、ごみの減量及び資源化を進める上での問題点として、「資源物を保管しておく場所がない」ことが最も多く挙げられています。また、今後、ごみの減量及び資源化を進める上では、「ごみ減量・リサイクルマニュアルの提供」や「資源化できる資源物の種類拡大」を要望する意見が多く挙げられています。

このことから、ごみ減量・リサイクルの手法、実施事例及びアイデアなどの情報が不足していると考えられます。ごみの減量、適正排出及び適正処理に向けて、事業者の状況に応じた働きかけが必要です。また、排出状況を把握し、それに基づくごみの減量及び資源化施策の構築が必要です。

(4) 認定事業所の拡大

循環型社会の形成を推進する意識啓発や食品ロスの発生と食資源を守る意識啓発を推進するため、市内の事業所に協力してもらい、リサイクル推進協力店や食品ロス削減推進協力店・事業所の拡大に取り組む必要があります。認定事業所の拡大は、市民だけではなく、事業所への意識啓発にもつながるため、更なる認定事業所の拡大に向けて、市民・事業者・行政が一体となって連携し、協力して取組を展開することが必要です。

7. 行政における3Rの推進

市内における大規模事業所である市の施設において、市職員は、廃棄物を排出する当事者であることを自覚し、発生抑制を最優先とした3Rの推進に取り組まなければなりません。「小金井市施設ごみゼロ化行動計画」を推進し、率先したごみの減量・分別の徹底に向けて取組を強化する必要があります。また、効果的な3Rを推進するため、組成分析やごみの減量に向けた調査・研究を行う必要があります。

8. 安全・安心・安定的な収集・運搬の推進

指定の分別区分、排出方法、排出場所に排出されたごみを、市が責任をもって適正かつ円滑に収集・運搬していくための体制の確保が必要です。また、ごみを排出場所に持ち出すことが困難な高齢者又は障がい者に対し、日常生活の負担を軽減するとともに在宅生活を支援していくために個別訪問をしてごみの収集を行う、ふれあい収集を一層推進していく必要があります。

更に、非常時においても、公衆衛生を保全することを目的に、適切かつ円滑に収集・運搬できる体制の構築が必要です。

9. 安全・安心・安定的な処理・処分の推進

浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設での処理、東京たま広域資源循環組合二ツ塚廃棄物広域処分場・東京たまエコセメント化施設での処理・処分、清掃関連施設での処理を行うにあたり、各施設の周辺住民及び関係者の負担を軽減するために、発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けた取組を継続する必要があります。

また、市が収集・処理していない資源物、建築廃材、感染性廃棄物の情報を周知し、適正処理を推進するとともに、清潔で美しいまちづくりを推進するために、市民・事業者・その他関係機関との連携を強化することで、不法投棄防止体制の構築が必要です。

10. 廃棄物処理を支える体制の確立

浅川清流環境組合及び構成市である日野市、国分寺市との連携を強化し、新可燃ごみ処理施設の安定的な運営を推進する必要があります。

また、発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けて、多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携を図るとともに、市民・事業者・行政が一体となった取組を行うことができるような連携体制の構築が必要です。また、災害時においても迅速に処理を進めるため、「小金井市災害廃棄物処理計画」に基づく体制の構築が必要です。

更に、市民・事業者・行政の相互理解を高め、適正な費用負担を求めるために、一般廃棄物処理事業に係るコスト管理の徹底と情報公開に努め、市民・事業者に対する説明責任を果たすことが必要です。

第2章 基本方針

第1節 基本姿勢

本市では、平成 18 年（2006 年）にごみ非常事態を宣言し、平成 19 年（2007 年）4 月以降、可燃ごみの処理を広域支援により多摩地域の自治体及び一部事務組合にお願いしてまいりました。また、可燃ごみを焼却処理した後に発生する焼却灰は、本市を含む 25 市 1 町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する東京たまエコセメント化施設で、エコセメントの原料としてリサイクルされています。これまで本市の可燃ごみの処理をお願いしてまいりました多摩地域の自治体及び一部事務組合の各施設の周辺住民及び関係者並びに東京たま広域資源循環組合の所在する日の出町の住民及び関係者に厚く御礼申し上げます。今後もこれまでの感謝の気持ちを忘れず取組を進めます。

令和 2 年（2020 年）4 月からは、日野市、国分寺市とともに設立した浅川清流環境組合において、新可燃ごみ処理施設での共同処理がはじまります。施設の周辺住民をはじめとした日野市の住民及び関係者の負担を少しでも軽減するため、更なるごみの減量及び資源化に向けた取組を進めます。

第2節 目指す将来像

前計画では、目指す将来像として「循環型都市小金井の形成～ごみゼロタウン小金井を～」を掲げ、持続可能な循環型社会の形成を目指してきました。

本計画においても、将来にわたる安全・安心・安定的な廃棄物処理を念頭に、良好な環境を未来へ引き継ぐため、大量生産、大量消費及び大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、限りある資源を大切に使い、循環利用・有効活用に努め、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会の形成に向け、引き続き、3R を推進する「循環型都市『ごみゼロタウン小金井』」を目指すこととし、この将来像を市民・事業者・行政が共有することで、一人ひとりが主体的にごみの減量と資源化の推進に向けた取組を心掛け、実践していくための基本方針を定めます。

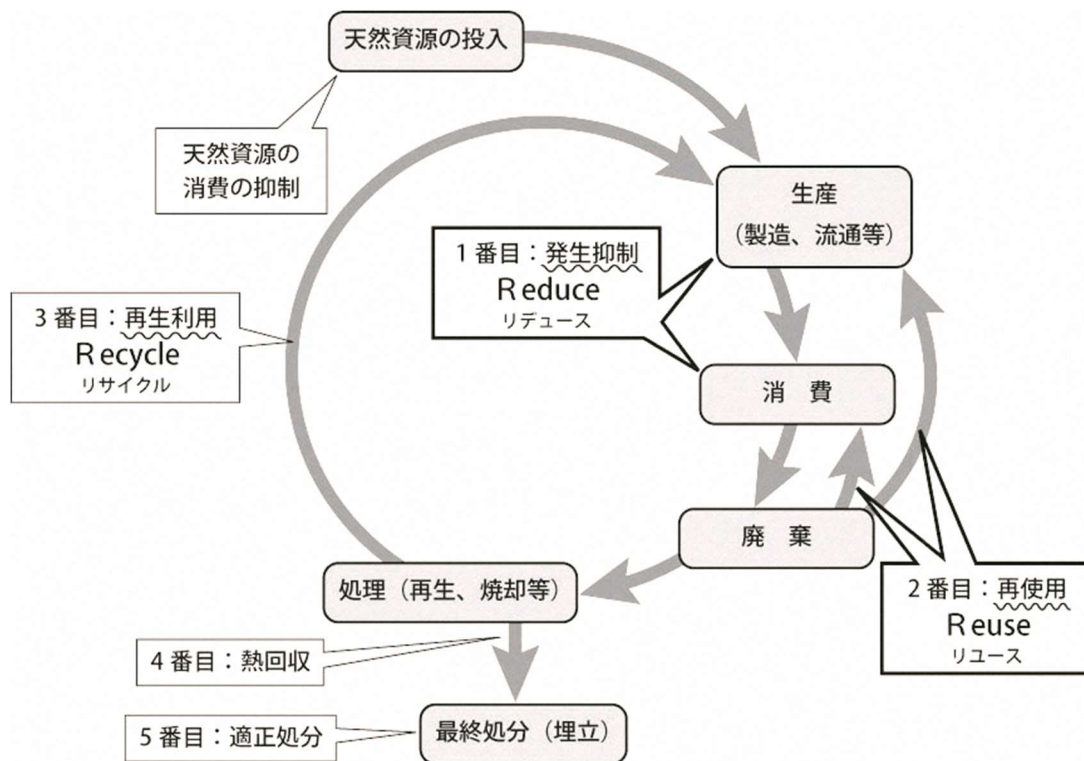
目指す将来像

循環型都市『ごみゼロタウン小金井』

第3節 基本方針

1. 発生抑制を最優先とした3Rの推進

循環型都市『ごみゼロタウン小金井』の実現に向けては、市民一人ひとりが自らのライフスタイルを見直し、3Rの取組を実践することが重要です。3Rは取組の順番が大切です。まずはリデュース、次にリユース、そしてリサイクルに取り組むことが求められます。そこで、本計画では、発生抑制を最優先とした3Rの推進を基本方針とします。



参考：環境省資料

図 1-16 3Rの流れ

2. 安全・安心・安定的な適正処理の推進

循環型都市『ごみゼロタウン小金井』の実現に向けては、収集運搬、中間処理、最終処分の各段階において円滑な廃棄物処理が行われることが重要です。そこで、本計画では、安全・安心・安定的な適正処理の推進を基本方針とします。

第4節 市民・事業者・行政の役割

市民・事業者・行政は、それぞれの役割を認識し、行動することが重要です。3者が相互に協力・連携することで、その取組は相乗的な効果を得ることができます。

1. 市民の役割

人が生活することで発生するごみも、様々な取組を行うことで削減していくことが可能です。限りある資源を有効に活用し、未来へつなげる継続した循環型社会を目指すために、市民は、ごみを排出する当事者であるという自覚と責任を持って行動することが求められます。そのためには、発生抑制を最優先とした3Rの推進に取り組むことが重要です。最も重要なことは、ごみになるものを元から減らすリデュースに取り組むことです。ごみになるものはもらわない・買わない取組（過剰包装やダイレクトメールは断る、余分なものや使い捨てのものを買わない、ばら売り・量り売りを利用するなど）、食品ロスの削減（食材を買い過ぎない・最後まで使い切る、料理は作り過ぎない・食べ残さないなど）、生ごみの水切り及び自家処理への取組、マイバッグ・マイボトル・マイはしの使用などリデュースにつながる取組を実践し、ごみを出さないライフスタイルが日常生活の中に定着していくことが大切です。

リデュースの次に取り組むべきことは、使えるものを繰り返して何度でも使うリユースです。ものを大切に取る取組（不要になったものは必要としている人に譲る、壊れたものは修理して使用するなど）を日頃から実践することが大切です。

そして、リデュース、リユースの次に取り組むべきことは、資源になるものを再生利用するリサイクルです。燃やすごみ、燃やさないごみ及びプラスチックごみには、未だに一定量の資源物の混入が見受けられます。「混ぜればごみ、分ければ資源」になることから、分別を徹底することが大切です。また、食品トレイやペットボトルなどの店頭回収を利用することや町会・自治会・子供会など身近で行われている集団回収の取組に参加することも大切です。

2. 事業者の役割

事業者は法令を遵守して、事業活動に伴って生じたごみを自らの責任で独自に又は他の事業者と共同して適正に処理しなければなりません。また、自ら生産する製品などについて、資源の投入、製品の生産・使用の段階だけでなく、ごみとなった後まで一定の責務を負う拡大生産者責任に基づく責任を果たすことが求められます。

更に、市民と同様、ごみを排出する当事者であるという自覚の下、事業活動において、発生抑制を最優先とした3Rの推進に取り組むことが重要です。レジ袋の削減、簡易包装への取組、ばら売り・量り売りへの取組、食品ロスの削減、水切りの徹底及び分別の徹底などに取り組むとともに、食品トレイやペットボトルなどの店頭回収に取り組むことが大切です。

3. 行政の役割

市内大規模事業所である市役所において、市職員は、ごみを排出する当事者であることを自覚し、率先して発生抑制を最優先とした3Rの推進を徹底しなければなりません。また、市民及び事業者に対して、3Rの推進に向けた本市の取組の周知徹底と施策の展開を図り、市民・事業者・行政それぞれの取組が相乗的な効果を得ることができるようコーディネートや働きかけを行っていきます。

更に、収集・運搬、中間処理、最終処分の各段階における円滑な廃棄物処理を行うため、安全・安心・安定的な適正処理を推進します。



図 1-17 市民・事業者・行政それぞれの取組事例

第5節 将来推計

1. 将来推計の考え方

ごみ排出量は、①人口及び②市民1人1日当たりのごみ排出量により算出します。

本計画におけるごみ排出量の将来推計は、これまでの排出傾向が継続すると仮定した「単純推計」を設定した上で、「単純推計」に今後実施する施策の効果を定量的に見込み、「目標値」を設定することとします。

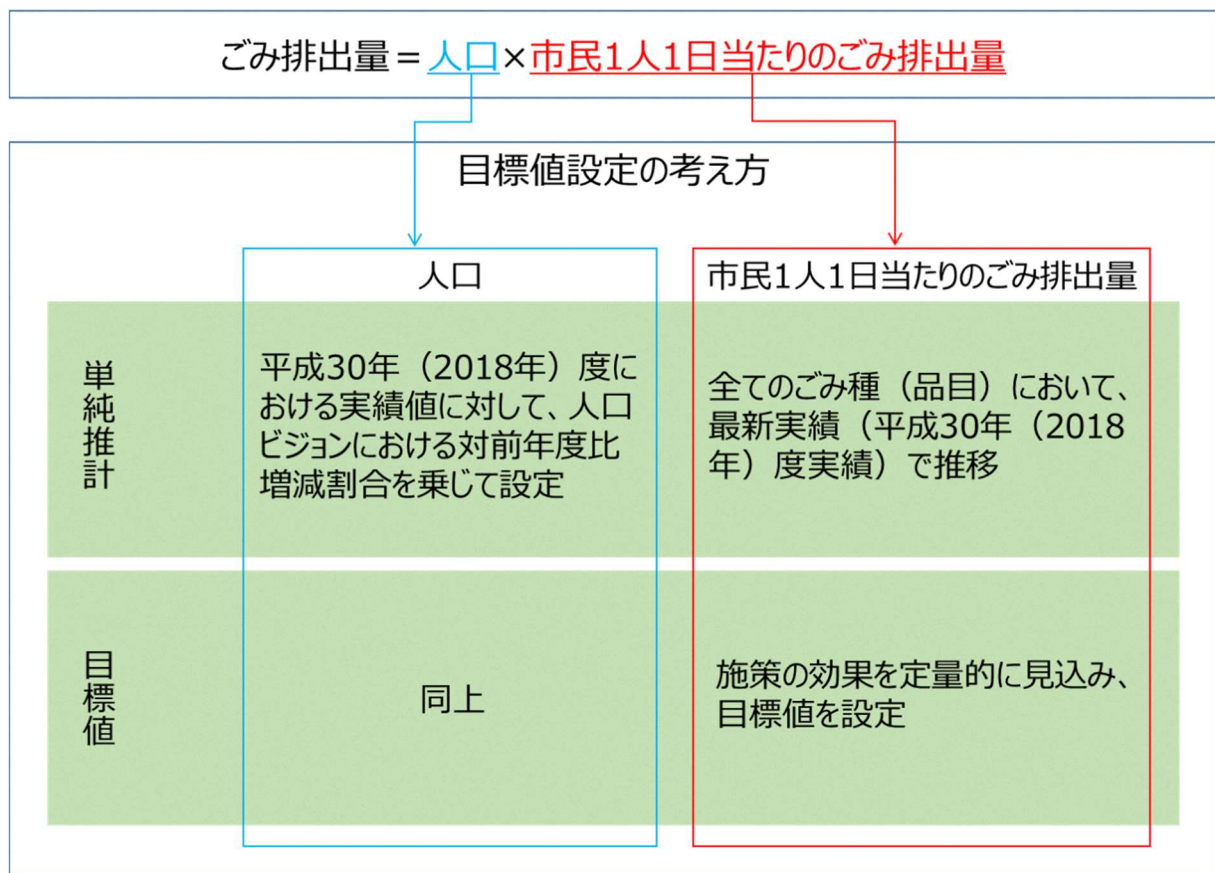


図 1-18 目標値設定の考え方

2. 将来人口

将来人口の推計については、「小金井市人口ビジョン（平成28年（2016年）3月策定）」との整合を図るため、平成30年（2018年）度の実績値を基準として、人口ビジョンにおける対前年度比増減割合を乗じて算出しています。人口ビジョンを踏まえた本計画における将来人口推計は、令和5年（2023年）度の122,174人をピークに微減傾向になると考えられ、令和12年（2030年）度の人口は、121,096人と推定されます。

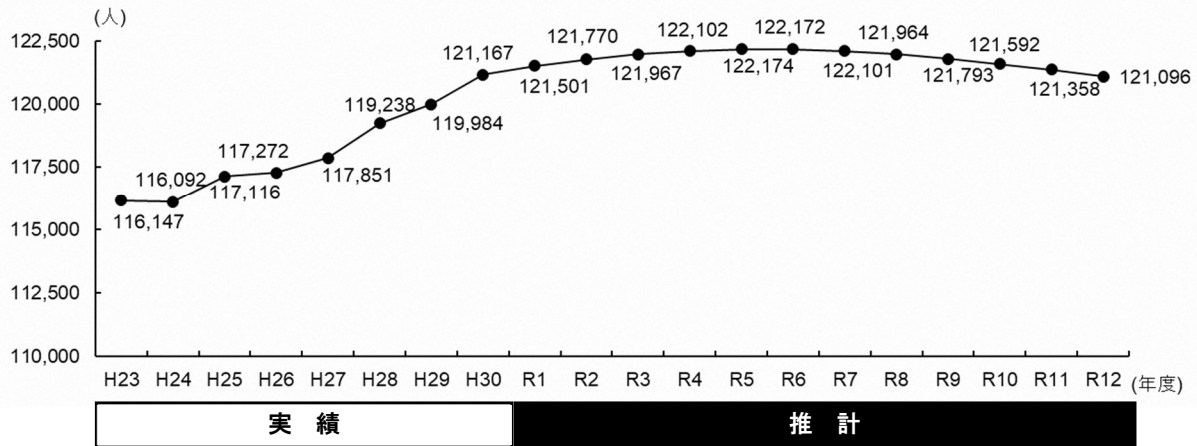
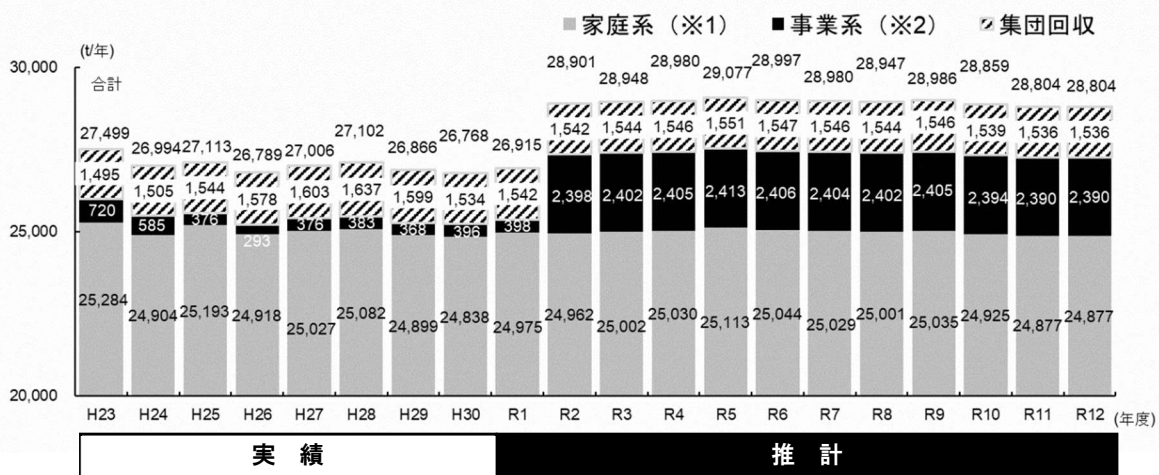


図 1-19 将来人口推計

3. ごみ排出量(単純推計)

ごみ排出量（単純推計）の推計について、以下に示します。この推計量は、現在取り組んでいる施策を今後も同様に継続して実施した場合を想定した推移となります。



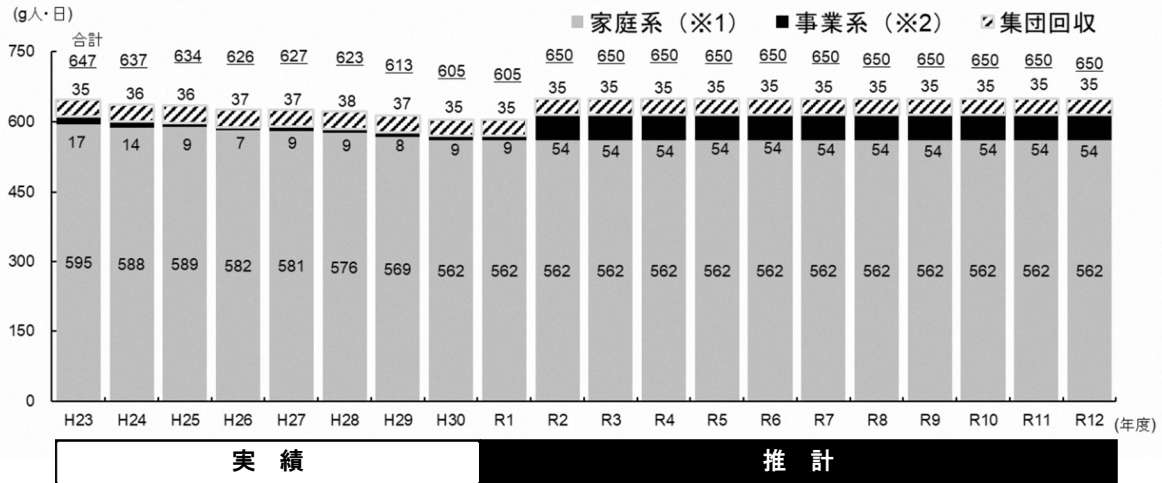
- (※1) 家庭系一般廃棄物とは、家庭系ごみ（燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ、粗大ごみ、有害ごみ）と資源物（古紙・布・空き缶・びんなど）を合わせたごみ排出量です。
- (※2) 令和元年（2019年）度まで民間の一般廃棄物処理施設で処理されている約2,000 tが、令和2年（2020年）度より新可燃ごみ処理施設に搬入されることを想定しています。

図 1-20 ごみ排出量の推計

4. 市民1人1日当たりのごみ排出量(単純推計)

(1) 市民1人1日当たりのごみ排出量(単純推計)

市民1人1日当たりのごみ排出量(単純推計)の推計について、以下に示します。この推計量は、現在取り組んでいる施策を今後も同様に継続して実施した場合を想定した推移となります。



(※1) 家庭系一般廃棄物とは、家庭系ごみ(燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ、粗大ごみ、有害ごみ)と資源物(古紙・布・空き缶・びんなど)を合わせたごみ排出量です。
 (※2) 令和元年(2019年)度まで民間の一般廃棄物処理施設で処理されている約2,000tが、令和2年(2020年)度より新可燃ごみ処理施設に搬入されることを想定して算出しています。

図 1-21 市民1人1日当たりのごみ排出量の推計

(2) 市民1人1日当たりの家庭系一般廃棄物(単純推計)

市民1人1日当たりのごみ排出量(単純推計)のうち、家庭系一般廃棄物の内訳(家庭系ごみ・資源物)について、以下に示します。

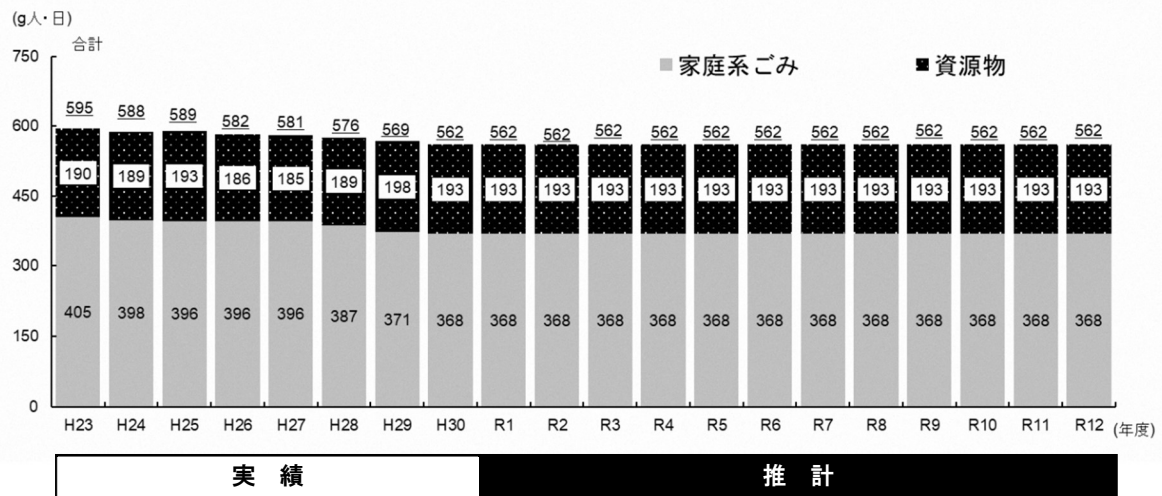


図 1-22 市民1人1日当たりの家庭系一般廃棄物の内訳

第6節 目標の設定

1. 市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(g/人・日)

本計画では、基本方針である発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けた取組の指標として、市民1人1日当たりのごみ排出量のうち、資源物を除いた「家庭系ごみ排出量」を目標値として設定します。

令和12年度までに 355 g/人・日以下

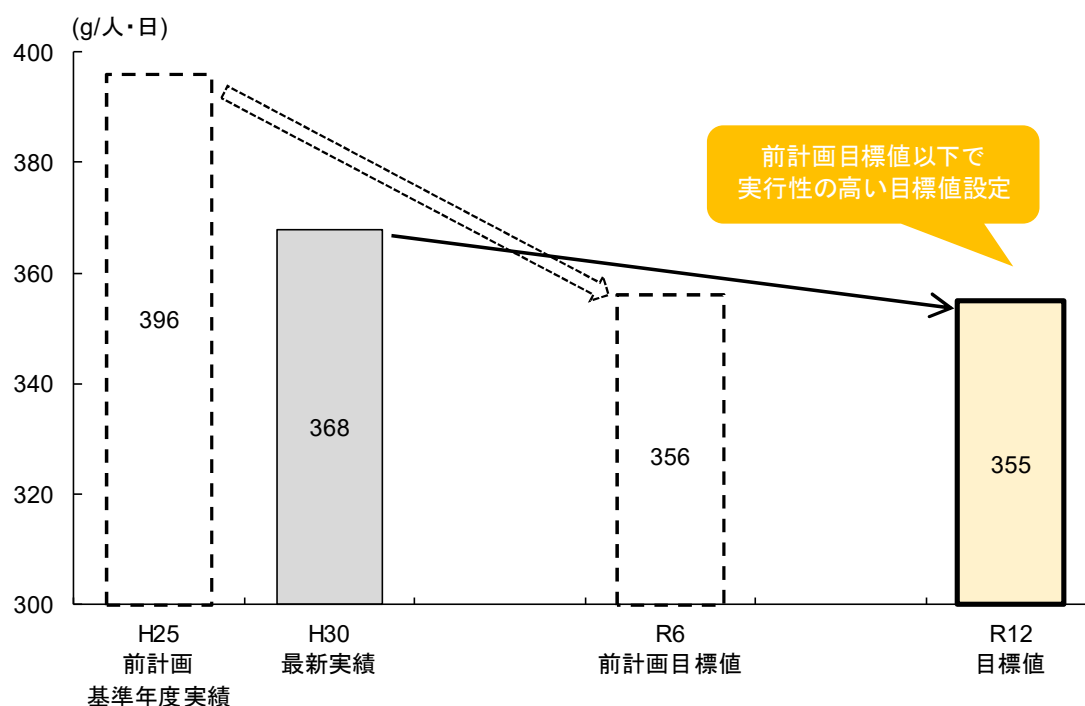


図 1-23 目標値（市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量）

【目標設定の考え方】

平成30年（2018年）度の本市の市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は368g/人・日です。

前計画の目標値である356g/人・日は未達成ではあるものの、平成30年（2018年）6月に環境省が策定した第四次循環型社会形成推進基本計画で定められている1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の目標値である約440g/人・日を大きく下回っている状況です。

しかし、本市の家庭系ごみには、未だに、本来食べられる状態であるにもかかわらず捨てられた食品類などリデュースできるもの、くつ・かばん類などリユースできるもの、古紙・布、ペットボトルなどリサイクル可能な資源物の混入が見られます。

本計画は、前計画の目標値以下で、かつ、実行性の高い目標値を設定し、発生抑制を最優先とした3Rの推進に向け、施策を展開します。

2. 埋立処分量(t)

本市では、平成28年（2016年）度以降、埋立処分量ゼロを達成しております。本計画においても、これからも埋立処分量ゼロを継続します。

埋立処分量ゼロを継続

第3章 施策の展開

第1節 計画の体系

本計画では、2つの基本方針に基づき、各施策の展開を図ることとします。

基本方針「発生抑制を最優先とした3Rの推進」では、8の計画項目と30の取組内容を定めており、基本方針「安全・安心・安定的な適正処理の推進」では、3の計画項目と14の取組内容を定めています。なお、本計画の体系は、以下のとおりです。

基本方針	計画項目	取組内容
発生抑制を最優先とした3Rの推進	1 ごみを出さないライフスタイルの推進（リデュース）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 食品ロス削減の推進 p.37 (2) 生ごみ水切り及び自家処理の推進 p.37 (3) マイバック・マイボトル・マイはしの使用促進 p.37 (4) ごみを出さないライフスタイルを推進するための啓発 p.38
	2 再使用の促進（リユース）	<ul style="list-style-type: none"> (1) リユースルートの構築と円滑な運用の推進 p.39 (2) くつ・かばん類の有効活用の推進 p.39 (3) リユース食器の有効活用 p.39 (4) リユース活動を推進するための周知・啓発 p.40
	3 資源循環システムの構築（リサイクル）	<ul style="list-style-type: none"> (1) リサイクルルートの構築と円滑な運用の推進 p.40 (2) 生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の利用促進 p.40 (3) 生ごみ資源化施策の推進 p.40
	4 分別・啓発活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> (1) 正しい分別方法の周知と徹底 p.41 (2) 清掃指導員による分別指導の徹底 p.42 (3) わかりやすさを重視した啓発の強化 p.42 (4) 転入者を対象とした啓発の強化 p.42 (5) 施策や取組の「見える化」による効果的な啓発の強化 p.43
	5 環境教育・環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 小・中学校を対象とした環境教育の推進 p.44 (2) 町会・自治会・子供会などの団体への環境学習の支援と推進 p.44
	6 地域における3Rの推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) ごみゼロ化推進員の活動の支援と推進 p.45 (2) 集団回収事業の支援と周知 p.45 (3) 商工会及び包括連携協定締結団体などとの連携の強化 p.45
	7 事業活動における3Rの推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理の支援と推進 p.46 (2) 事業系ごみの発生抑制の推進 p.46 (3) 中小規模事業者に対する分別指導の実施 p.46 (4) 事業用大規模建築物の所有者に対する立入指導の実施 p.46 (5) 認定事業所の周知と拡大 p.47 (6) 店頭回収の推進 p.47
	8 行政における3Rの推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市職員に対するごみ減量・分別の周知徹底 p.47 (2) 効果的な3Rを推進するための組成分析及び調査・研究の実施 p.48 (3) 環境負荷低減の推進 p.48

：重点的に取り組む項目

図 1-24 本計画の体系（基本方針 1）

基本方針	計画項目	取組内容
安全・安心・安定的な 適正処理の推進	1 安全・安心・安定的な 収集・運搬の推進	(1) 安全・安心・安定的な収集・運搬体制の確保 p.49 (2) ふれあい収集体制の推進 p.49
	2 安全・安心・安定的な 処理・処分の推進	(1) 安全・安心・安定的な処理・処分体制の確保 p.49 (2) 中間処理量・最終処分量の削減 p.49 (3) 市が収集・処理していない廃棄物への対応 p.50 (4) 不法投棄防止体制の確立 p.51 (5) 施設の維持・管理のための組成分析の実施 p.51
	3 廃棄物処理を支える 体制の確立	(1) 浅川清流環境組合及び構成市との連携 p.51 (2) 多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携 p.51 (3) 市民・事業者・行政の連携体制の強化 p.52 (4) 清掃関連施設の整備 p.52 (5) 災害廃棄物処理計画に基づく体制の整備 p.52 (6) 一般廃棄物処理事業に係るコスト管理と情報公開 p.52 (7) 環境基金の有効活用 p.53

図 1-25 本計画の体系（基本方針 2）



本計画体系及び次ページ以降の表記について

第 2 節では、アンケートや組成分析調査結果により考えられる本市における課題を踏まえ、施策の展開を図っていきます。

- 充実** : 本計画において、既存の枠組みの中での向上を伴う施策
- 強化** : 本計画において、既存の枠組みの拡大を伴う具体的な施策
- 重点** : 本計画において、強化の中でもより重点的に取り組むべき施策

第2節 発生抑制を最優先とした3Rの推進

1. ごみを出さないライフスタイルの推進(リデュース)

ごみの減量に向けて最も大切なことは、ごみになるものを元から減らすリデュースです。ごみを出さないライフスタイルを日常生活の中に定着させるためには、食品ロスの削減、生ごみの水切り及び自家処理、マイバッグ・マイボトル・マイはしの利用など、市民一人ひとりがごみや環境に関心を持ち、リデュースを意識した行動を実践することが重要です。日野市、国分寺市とともに可燃ごみの共同処理がはじまりますが、施設の所在する日野市の住民及び関係者の負担を少しでも軽減するため、より一層のごみ減量及び資源化に向けた生活習慣の定着を目指してライフスタイル変革への支援を推進し、日々の生活で無理なく実践できる取組を展開していきます。更に、広報媒体、キャンペーン、イベント及び環境教育・環境学習などによる情報発信を行い、市民一人ひとりがごみを出さないライフスタイルを実践できるよう取組を展開していきます。

取組内容

(1) 食品ロス削減の推進

重点

ごみになるものを元から減らすため、食品ロスの削減を推進します。外食時、宴会時及び家庭で調理する際など、食べ残しによる食品ロスは市民一人ひとりの身近で発生しています。食べきり運動の推進、使いきりレシピの公開や料理教室の開催など、食品ロスが発生する状況に合わせて、日常の中で無理なく実践できる取組について、広報媒体、キャンペーン、イベント及び環境教育・環境学習などを通じて、市民に周知徹底を図っていきます。また、「食品ロスの削減の推進に関する法律」の基本方針に基づき策定する、「食品ロス削減推進計画」において、市民・事業者・行政による連携を図り、更なる食品ロスの削減に向けて取り組んでいきます。

(2) 生ごみ水切り及び自家処理の推進

強化

生ごみには大量の水分が含まれていることから、リデュースに向けて家庭から発生する生ごみの水切り及び生ごみ減量化処理機器・生ごみ堆肥化容器の活用などによる自家処理を推進していきます。広報媒体、キャンペーン、イベント及び環境教育・環境学習などを通じて、市民にその意義及び効果を広く周知していきます。

(3) マイバッグ・マイボトル・マイはしの使用促進

強化

消費者が主体的に選択でき、誰もが無理なく実践できるマイバッグ・マイボトル・マイはしの使用促進を図っていきます。使い捨てのレジ袋や割りばしを買わない・受け取らないことが

ごみの削減につながります。マイバッグの利用は、レジ袋の削減に、水筒やマイカップなど繰り返し使えるマイボトルの利用は、ペットボトル、紙パック及び紙コップなど使い捨て容器の削減につながります。また、家庭や職場などでマイはしを利用すれば、使い捨ての割りばしの削減につながります。広報媒体、キャンペーン、イベント及び環境教育・環境学習などを通じて、市民にその意義及び効果を広く周知していきます。

(4)ごみを出さないライフスタイルを推進するための啓発 強化

一人でも多くの市民が、ごみや環境に関心を持ち、リデュースへの気づきやきっかけを作るため、地域における学習会、キャンペーン及びイベントなど、市民が集う場に市の職員を派遣して、市民一人ひとりがごみを出さないライフスタイルを推進するための動機づけを支援する取組を行っていきます。また、ごみになるものを元から減らすリデュースに取り組むことの意義及び効果を伝え、もらわない・買わない取組を推進するため、過剰包装やダイレクトメールは断る、余分なものや使い捨てのものを買わない、ばら売り・量り売りを利用するなど、日常生活の中で無理なく簡単に実践できる取組について、広報媒体、キャンペーン、イベント及び環境教育・環境学習などを通じて、市民に周知徹底を図っていきます。



ごみ量削減に向けた取組事例	
<ul style="list-style-type: none"> ○マイバッグの利用 (レジ袋Lサイズ1枚：約7g) ○ばら売り・量り売りの利用 ○店頭回収の利用 (トレイ1枚：約3g) 	<ul style="list-style-type: none"> ○マイボトルの利用 (テイクアウト用コーヒー 紙コップ1個：約12g) (ペットボトル1本 (500mL) ：約18g)
	

図 1-26 ごみ量削減に向けた取組事例

2. 再使用の促進(リユース)

リデュースの次に取り組むべきことは、使えるものを繰り返して何度でも使うリユースです。不要になったものは必要としている人に譲る、壊れたものは修理して使うなど、ものを大切に
する取組を日頃から実践することが重要です。リユースを促進するため、リユースルートの構
築と円滑な運用を推進するとともに、くつ・かばん類やリユース食器の有効活用など、リユ
ース活動の推進に向けた取組を行っていきます。

取組内容

(1)リユースルートの構築と円滑な運用の推進 **重点**

リユース可能なものについて、有効利用先を確保することで効率的なリユースルートを構築
し、円滑な運用を推進します。

リユース事業の在り方については、「小金井市清掃関連施設整備基本計画」に基づき、二枚
橋焼却場跡地に整備する不燃・粗大ごみ積替え・保管施設内に、リユース可能な粗大ごみを一
時保管する設備を設け、保管したリユース品を販売する新たなリユース事業の展開を進めてい
ることから、整備事業の中で具体的な内容を検討していきます。また、他自治体などの取組事
例を参考に、社会状況に応じて多角的に調査・研究を行うとともに、民間団体の活用や個人に
対して直接売買が可能なインターネットオークション、フリマアプリの活用を促すなど、ごみ
処理を取り巻く状況の変化にも柔軟に対応できるリユースルートの有用性の見直しを検討し
ていきます。

(2)くつ・かばん類の有効活用の推進 **強化**

市では、くつ・かばん類の拠点回収を行っており、回収したものは国内外でリユースされて
います。今後も継続して有効活用を図るため、拠点回収の利用を推進するとともに、拠点回収
を利用していない市民に対し、広報媒体、キャンペーン、イベント及び環境教育・環境学習な
どを通じて、くつ・かばん類の有効活用に関する意義及び効果を広く周知していきます。

(3)リユース食器の有効活用 **充実**

リユース食器の活用は、祭りやイベントなどで市民が身近に取り組むことができるリユース
活動であるため、多くの市民に対しリユース意識の向上を図ることができます。広報媒体、イ
ベント及び環境教育・環境学習などを通じて、市民にリユース食器の意義及び効果を広く周知
していきます。また、事業者に対してリユース食器の活用を働きかけるとともに、より一層取
組を推進していきます。

(4) リユース活動を推進するための周知・啓発 充実

くつ・かばん類やリユース食器の有効活用など、リユース活動の推進に向けた取組について、一人でも多くの市民の利用を促進するため、広報媒体、キャンペーン、イベント及び環境教育・環境学習などを通じて、市民に周知を図っていきます。

3. 資源循環システムの構築(リサイクル)

リデュース、リユースの次に取り組むべきことは、資源になるものを捨てずに再生利用するリサイクルです。資源になるものを効率的・効果的にリサイクルするためには、分別ルールを徹底して、資源としての品質を確保することが重要です。循環型社会の形成に向けて、持続可能な資源循環システムを構築するとともに、資源化ルートの円滑な運用を推進する必要があります。更なる資源循環ルートの構築に向けて調査・研究を行っていきます。

取組内容

(1) リサイクルルートの構築と円滑な運用の推進 強化

正しく分別された、古紙類、ペットボトルなどの資源になる品目をより多く回収しリサイクルするために、分別方法についての周知を重点的に推進するとともに、新たな資源品目の有効活用の可能性についても調査・研究を行っていきます。また、効率的な資源化ルートを構築し、有効利用先を確保することにより、円滑な運用を推進していきます。更に、市民の分別・排出のしやすさ及び回収の効率などの観点から、より良い回収方法について検討するとともに、社会状況の変化などに応じて、資源化ルートの有用性を見直しも検討していきます。

(2) 生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の利用促進 充実

生ごみ減量化処理機器購入費補助制度について、広報媒体、イベント及び環境教育・環境学習などを通じて、市民へ広く周知し、制度の利用促進を図っていきます。また、使用状況の把握に努め、制度の改善に活かしていくなど、今後の取組状況を踏まえた施策を展開していくとともに、制度の見直しについても検討していきます。

(3) 生ごみ資源化施策の推進 重点

生ごみの有効利用を図るため、生ごみ資源化施策を推進していきます。生ごみの堆肥化事業では、資源循環システムについて情報発信していくほか、夏休み生ごみ投入リサイクル事業や市民の自主的な取組である土曜日生ごみ投入リサイクル活動の取組内容及び成果について広

報媒体を活用して周知していきます。更に、今後の生ごみ乾燥物の増加を見据え、飼料化などの新たな生ごみ資源循環施策の実施に向けて調査・研究を行っていきます。

4. 分別・啓発活動の強化

資源になるものを効率的・効果的にリサイクルするためには、正しいルールに従ってごみを分別し、資源としての品質を確保することが重要です。発生抑制を最優先とした3Rを推進するためには、全ての市民に本市の取組を理解してもらい、協力してもらう必要があります。市民に対し、正しい分別方法の周知徹底を図るため、わかりやすい広報媒体を作成して情報発信していくほか、キャンペーンの実施、イベントへの出展などで啓発活動を展開するとともに、市の職員である清掃指導員による分別指導などを通じ、分別・排出の徹底を図っていきます。特に、転入者が多いという本市の特性も踏まえ、転入者に対しては重点的に啓発活動を強化していきます。また、3Rを推進するための施策や取組を「見える化」することで、更なる周知徹底を図っていきます。

取組内容

(1) 正しい分別方法の周知と徹底 強化

浅川清流環境組合での可燃ごみの共同処理がはじまりますが、新可燃ごみ処理施設の安定的な運転のためには、これまで以上に正しい分別を徹底して行うことが重要となります。広報媒体、イベント及び環境教育・環境学習などを通じて、市民に正しい分別方法を周知徹底していきます。特に、燃やすごみ及び燃やさないごみに混入している割合の高い、資源になる古紙類の分別や発火の危険性のある電池類の分別、プラスチック類の分別についての周知を重点的に図っていきます。更に、包丁などの危険物の排出方法や、プラスチック類、ペットボトル、空き缶及びびんなどについて、汚れを落としてから排出することの大切さを周知していきます。また、今後のごみ処理を取り巻く状況の変化に対応する必要性が生じた場合には、分別方法の見直しを含め、状況に応じた施策を展開していきます。



きちんと分別すれば、貴重な資源としてリサイクルされるよ！

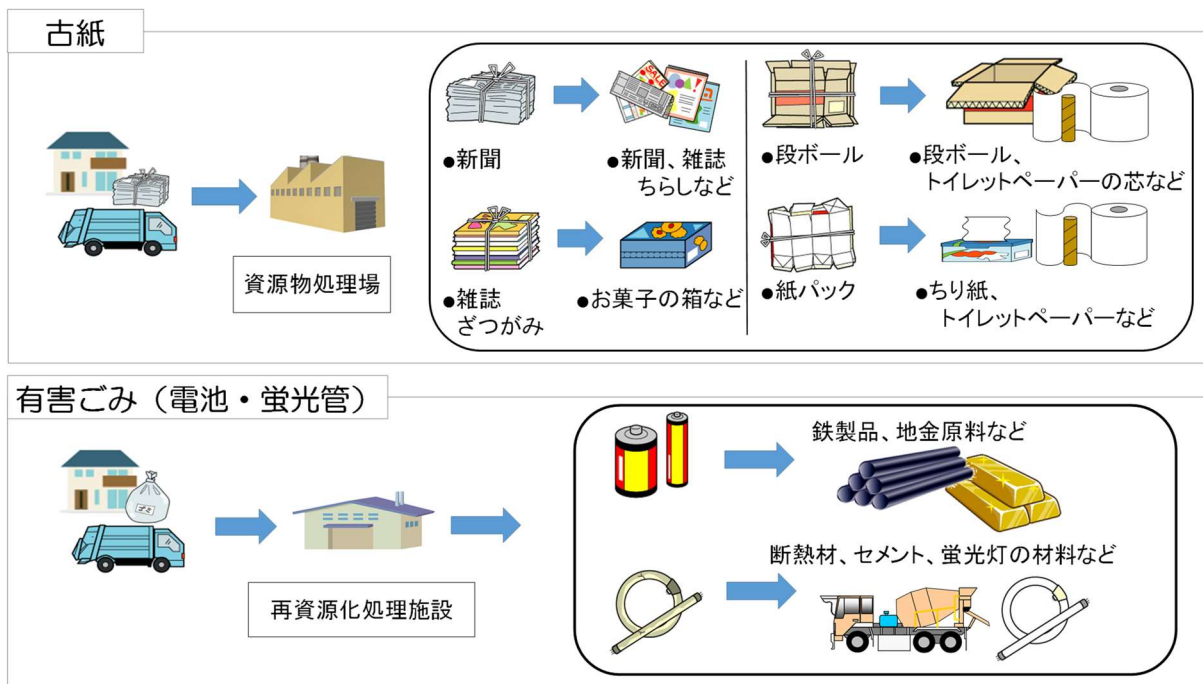


図 1-27 資源化ルート为例

(2) 清掃指導員による分別指導の徹底 強化

分別方法の更なる浸透に向けて、清掃指導員による窓口や電話でのわかりやすい説明に努めるとともに、必要に応じて戸別訪問を行い、分別指導を徹底していきます。特に、分別が徹底されていない集合住宅などへの分別指導を強化します。

(3) わかりやすさを重視した啓発の強化 強化

3Rを推進するため、ごみ減量キャラクターなどを効果的に活用した具体的で分かりやすい広報媒体を作成していきます。また、市内のイベントへの参加（パネル展示、ごみ分別クイズの実施、アニメーションDVDの上映など）や市内の駅頭など、市民が集う場におけるキャンペーン活動（ごみ減量啓発、喫煙マナーアップ、マイバッグ持参など）を実施することで、一人でも多くの市民に3Rの推進を呼びかけていきます。

(4) 転入者を対象とした啓発の強化 強化

転入窓口となる担当部署などとの連携により、本市で生活を始めるタイミングでの啓発を強化していきます。特に、転入者の多い集合住宅には、集合住宅所有者並びに管理会社などと連携し、わかりやすい広報媒体を活用した情報発信などの啓発活動を強化していきます。また、日本語がわからない海外からの転入者に向け、分別の説明にイラスト等を使用するなど視覚的にわかりやすい広報媒体を作成し、ごみの分別方法について広く周知していきます。

(5) 施策や取組の「見える化」による効果的な啓発の強化

重点

一人でも多くの市民や事業者に3Rの推進に向けた取組を周知徹底するため、市報、市ホームページ、チラシ及びごみ分別アプリなどの広報媒体を活用した情報発信を充実させ、施策や取組の「見える化」を推進します。



コラム ごみ減量キャラクターの紹介

ごみ減量キャラクターは、子どもたちに小金井市のごみ減量について分かりやすく伝えるために生まれました。市報やチラシなど、様々なところでこのキャラクター達が登場し、ごみの減量とリサイクルの推進に向けて活躍する「くるカメ大作戦」を展開しています。



こっこつカメちゃん

「こっこつごみ減量！」を合言葉に、くるくるカメくんと一緒にごみ減量やリサイクルを促進しようと毎日頑張っているしっかり者。



くるくるカメくん

「資源のリサイクル！」を合言葉に、リサイクルが進むまちづくりをめざして毎日奮闘。



ムダガベッジ將軍

悪の組織ムダガベッジのボス。間違えやすいごみの種類や分別の仕方などにとっても詳しい。その知識を利用し、手下のワケナイーンとともにみんなを困らせようとする。



ミミーズ

畑大地くんの中に住むミミズの兄弟。畑大地くんの親友で、いつも一緒に土を元気にしている。



畑大地くん

心優しい畑の土。くるくるカメくんがくれる堆肥が大好き。おいしい野菜を作ってみんなに食べてもらうことが大好き。



ワケナイーン

5. 環境教育・環境学習の推進

市民一人ひとりがごみや環境に関心を持ち、発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けた取組の輪が広がることにより、具体的な行動を取ることのできる人材が育っていくことが重要です。子どもから大人まで、全ての市民が学ぶことのできる機会を提供するため、小・中学校における環境教育の推進や町会・自治会・子供会・その他団体への環境学習の推進及び情報提供に取り組んでいきます。

取組内容

(1) 小・中学校を対象とした環境教育の推進

重点

市の職員を講師として派遣する出張講座や市内・外のごみ処理施設見学会などを実施し、小・中学生への環境教育を推進していきます。また、一人でも多くの子どもが関心を持ち、取組を実践してもらうため、ごみ減量キャラクターを使用したアニメーションDVDや冊子などを効果的に活用していきます。

更に、ごみに関するワークショップを定期的を開催するなど、子どもに対し積極的な働きかけを行い、教育を通じて、子育て世代が子どもと一緒にごみや環境について考えることができる学習機会の提供に努めていきます。

(2) 町会・自治会・子供会などの団体への環境学習の支援と推進

重点

町会・自治会・子供会などの団体が主催する学習会に市の職員を講師として派遣する出張講座や市内・外のごみ処理施設見学会などを実施するとともに、ごみゼロ化推進員と連携し、町会・自治会などへの啓発を推進します。一人でも多くの市民にごみや環境について関心を持ち、取組を実践してもらうため、わかりやすい広報媒体を活用し、参加者の声を取り入れながら、より質の高い学習機会の提供に努めていきます。

6. 地域における3Rの推進

発生抑制を最優先とした3Rを推進し、より一層のごみ減量に努めるためには、地域において市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し行動することが重要です。町会・自治会・事業者などからの推薦や公募市民などで構成されるごみゼロ化推進員による活動を支援し、活動の推進に向けて、認知度の向上を図ります。

また、地域における取組をより効率的・効果的に支援・周知するための協力体制を構築するため、組織体制を検討していきます。更に、商工会及び包括連携協定締結団体⁴などとの連携を強化するとともに、集団回収事業の支援と周知を推進し、市民・事業者・行政の連携体制の強化を図ることで、地域における3Rの推進に取り組んでいきます。

取組内容

(1)ごみゼロ化推進員の活動の支援と推進

重点

地域における3Rの推進に向けて、ごみゼロ化推進員による活動を支援するとともに、ごみの適正処理及び減量、まちの美化に向けたキャンペーン活動（ごみ減量啓発、喫煙マナーアップ、マイバッグ持参）、催しの企画、事業者へのごみ減量の呼びかけ、清掃活動など、ごみゼロ化推進員と行政との協働による活動を展開していきます。

また、ごみゼロ化推進員による活動を効果的・効率的に実施するため、ごみゼロ化推進員の認知度の向上を図るとともに、新たにごみゼロ化推進員を担っていただく人材を町会・自治会・事業者などから広く募ります。更に、地域におけるごみの減量及び資源化に関する取組をより推進するため、ごみゼロ化推進員制度について、見直しを含めた検討を行っていきます。

(2)集団回収事業の支援と周知

強化

町会・自治会・子供会など、集団回収事業の実施団体へ奨励金を交付するなど、集団回収事業を支援していきます。更に、広報媒体や環境教育・環境学習などの機会を活用して市民へ周知をすることで、これまで集団回収を利用していない市民や団体に対する情報提供に努め、より多くの市民の参加を働きかけていきます。

(3)商工会及び包括連携協定締結団体などとの連携の強化

強化

商工会や市内大学をはじめとする包括連携協定締結団体などが行う活動に合わせて、出張講座など学習機会の提供やキャンペーン活動を行うことで、市内団体との連携強化を図ります。また、市内の大学と連携し、市内で生活する若者世代を中心に、ごみ減量に向けた取組の周知を図ります。

⁴ 市民サービスの向上や、地域が抱える社会課題の解決に向け、自治体が企業等と協力しながら取り組むことをいいます。小金井市では、市内及び近隣の大学や企業と協定を結んでいます。

7. 事業活動における3Rの推進

事業活動に伴って排出される一般廃棄物は、事業者自らの責任で適正に処理することが原則であることを踏まえ、事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理を推進していきます。また、事業活動においても発生抑制を最優先とした3Rの推進に取り組むことが重要であることから、事業者に対する指導を強化するとともに、リサイクル推進協力店や食品ロス削減推進協力店・事業所の拡大及び店頭回収の推進に向けた取組を推進していきます。

取組内容

(1) 事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理の支援と推進

強化

事業活動に伴って排出される一般廃棄物は、事業者が自らの責任において独自に又は他の事業者と共同し、法令を遵守して適正に処理しなければなりません。事業者への個別指導などを実施し、事業者の適正処理を推進していくとともに、3Rの推進に向けた従業員の意識向上につながる事業者の取組を支援していきます。

また、拡大生産者責任の原則に基づき、生産者が、環境負荷の低い製品開発を行い、適正処理の困難な廃棄物などについて自ら適切な回収・リサイクルを行うシステムを構築するため、他自治体と連携を図り、国・都に働きかけを行っていきます。

(2) 事業系ごみの発生抑制の推進

重点

ごみの減量に向けて最も大切なことは発生抑制です。排出量・焼却量の削減に向け、一般廃棄物収集運搬業許可業者などと連携することで各事業者の排出状況を把握し、レジ袋の混入が多い事業者に対してはレジ袋の削減、生ごみを排出する事業者に対しては食品ロスの削減や水切りの徹底を指導するとともに、簡易包装やばら売り・量り売りの取組を働きかけるなど、事業者の状況に応じた発生抑制を推進していきます。

(3) 中小規模事業者に対する分別指導の実施

強化

中小規模事業者が排出する一般廃棄物の減量と適正処理に向け、適切な分別排出を図るため、分別指導を実施していきます。

(4) 事業用大規模建築物の所有者に対する立入指導の実施

強化

延べ床面積1,500㎡以上の事業用大規模建築物の所有者は、分別保管場所の設置並びに廃棄物の減量及び再利用に関する計画書兼実績報告書の提出などが義務づけられています。発生抑制を最優先した3Rの推進及び適正処理に向けて、立入指導を実施していきます。

(5) 認定事業所の周知と拡大 **強化**

リサイクルに積極的に取り組んでいる市内の事業所を協力店として認定するリサイクル推進協力店認定制度における認定事業所及び食品ロスの削減に積極的に取り組んでいる市内の事業所を協力店または協力事業所として認定する食品ロス削減推進協力店・事業所認定制度における認定事業所の拡大を図るとともに、市民に対して広報媒体などを活用して認定事業所を周知することで、環境に優しい事業所を積極的に応援し、市民・事業者・行政が一体となった無駄のない豊かな社会と市内における循環型社会の形成を推進していきます。

(6) 店頭回収の推進 **強化**

食品トレイやペットボトルなど資源物の店頭回収を更に推進するため、自主回収⁵・自主処理を行う事業所への働きかけを行っていきます。また、広報媒体を活用して、店頭回収事業所の情報を発信し、市民の積極的な利用を推進していきます。

8. 行政における3Rの推進

市内大規模事業所である市の施設において、市職員は、ごみを排出する当事者であることを自覚し、発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けた取組を徹底しなければなりません。「小金井市施設ごみゼロ化行動基本計画」に基づき、市職員に対して意識向上を図るとともに、ごみ減量・分別を徹底させ、効果的な3Rを推進するための組成分析や調査・研究の実施、環境負荷低減の推進に取り組んでいきます。

取組内容

(1) 市職員に対するごみ減量・分別の周知徹底 **重点**

「小金井市施設ごみゼロ化行動基本計画」の後期計画期間（平成28年（2016年）度～）における数値目標の達成に向け、庁内に設置された6つのごみゼロ化推進部会ごとに減量目標や目標を達成するための具体的な取組内容などを定めた「小金井市施設ごみゼロ化行動計画」を毎年作成し、日頃から積極的に取組を実践することで、発生抑制を最優先とした3Rの推進を徹底します。

また、「小金井市施設ごみゼロ化行動計画」の進捗状況及び各施設のごみの排出量・処理量の実績報告を、広報媒体を通じて公表していきます。

⁵ 市が回収している拠点回収とは別に、店舗によっては自主的に回収箱を設置しているものがあります。

(2) 効果的な3Rを推進するための組成分析及び調査・研究の実施 充実

効果的な3Rの取組をより一層推進していくため、組成分析を実施し、市内から排出されるごみの分別状況や種類、性状について調査を行います。また、循環型社会の形成に向けた取組を推進するため、これまで資源として活用されていなかったものについて、他自治体などの取組事例を参考に、調査・研究を行っていきます。

(3) 環境負荷低減の推進 充実

平成27年（2015年）9月に国連サミットで採択された持続可能な社会を目指して世界共通の17の目標を掲げたSDGsの達成に貢献できるよう、食品ロスやマイクロプラスチックによる海洋汚染などの問題について、国・都の動向を注視しつつ施策を展開していきます。また、生活環境の保全に努めるため、ごみの収集・運搬を委託している事業者のうち、収集車などへの低公害車の導入が未実施の事業者に対して、導入に向けて積極的に協力を要請していきます。更に、必要な製品やサービスを購入する際には、環境負荷ができるだけ少ないものを優先的に選ぶグリーン購入を推進し、環境負荷低減に努めていきます。

第3節 安全・安心・安定的な適正処理の推進

1. 安全・安心・安定的な収集・運搬の推進

日常生活において排出されるごみを、生活環境に支障が生じないよう適切かつ円滑に収集・運搬するため、安全・安心・安定的な収集・運搬の推進に努めていきます。

取組内容

(1) 安全・安心・安定的な収集・運搬体制の確保

充実

適切に排出されたごみを適切かつ円滑に収集・運搬するため、ごみ処理を取り巻く状況の変化にも柔軟に対応できる安全・安心・安定的な収集・運搬体制の確保に努めるとともに、状況に応じた施策を展開してまいります。また、非常時には、関係機関・事業者との連携を強化し、収集・運搬体制の確保に努めてまいります。

(2) ふれあい収集体制の推進

充実

ごみを排出場所に持ち出すことが困難な高齢者や障がい者が居住する世帯を戸別訪問してごみ収集を行うとともに、併せて安否確認を行うふれあい収集を推進してまいります。日常生活の負担を軽減し、在宅生活を支援するため、利用者の声を取り入れながら、質の高いサービスの提供を行ってまいります。

2. 安全・安心・安定的な処理・処分の推進

日常生活において排出されるごみを、生活環境に支障が生じないよう適正かつ適切に処理・処分するため、安全・安心・安定的な処理・処分の推進に努めてまいります。

取組内容

(1) 安全・安心・安定的な処理・処分体制の確保

充実

適切に排出されたごみを適正かつ円滑に処理・処分するため、ごみ処理を取り巻く状況の変化にも柔軟に対応できる安全・安心・安定的な処理・処分体制の確保に努めてまいります。

(2) 中間処理量・最終処分量の削減

充実

日野市、国分寺市、小金井市で構成される浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設は、日野市住民の理解・協力を得て、運営がはじまります。また、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合の最終処分場である二ツ塚廃棄物広域処分場及び東京たまエコセメン

ト化施設は、日の出町住民の理解・協力を得て、管理・運営されています。更に、清掃関連施設については、建設予定地周辺の住民の理解・協力を得て、整備を進めています。これらの施設の長期的、安定・適正な運営を図り、施設の周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減するため、広報媒体、キャンペーン、イベント及び環境教育・環境学習などを通じて、市民に適正な分別排出について周知徹底するとともに、構成団体である多摩地域の自治体と連携し、発生抑制を最優先とした3Rの推進による中間処理量・最終処分量の削減に取り組んでいきます。

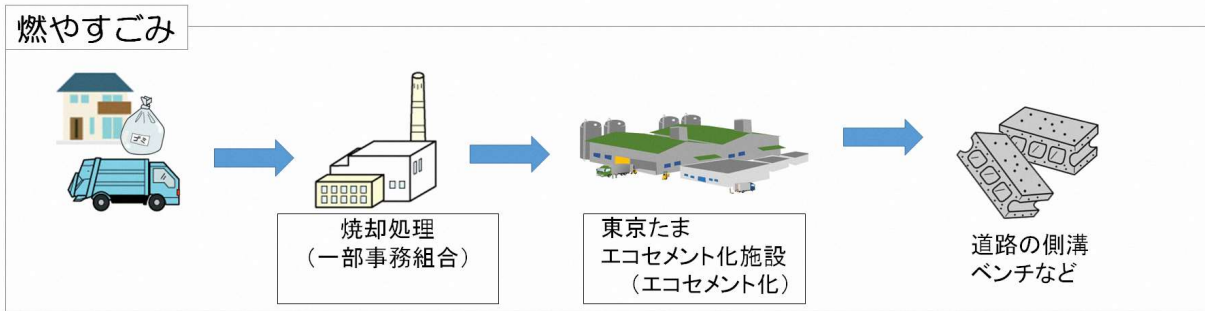


図 1-28 燃やすごみの処理フローとリサイクルのゆくえ



コラム

東京たまエコセメント化施設

東京たまエコセメント化施設は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営しています。多摩地域では、新たな最終処分場の建設用地を確保することが困難なことから、平成18年（2006年）7月から焼却灰をセメントの一部として再利用する東京たまエコセメント化施設を稼働し、それまで埋立処分していた焼却灰の全量をエコセメントの原料としてリサイクルし、埋立処分量を大幅に減少させました。東京たまエコセメント化施設で生産されたエコセメントは、土木・建築工事業やコンクリート製品などの資材として利用がされ、市内でも道路などに利用されています。



写真 東京たまエコセメント化施設

<利用方法>

- ・公園の園路舗装
- ・車止め、ベンチ
- ・道路側溝
- ・建築材料 など

(3)市が収集・処理していない廃棄物への対応 充実

家電リサイクル法に基づく家電製品、資源有効利用促進法に基づくパソコンの他、オートバイ、建築廃材及び感染性廃棄物など、市が収集・処理していない廃棄物の適正処理を推進するため、広報媒体を活用して処理方法などについて市民に情報を提供するとともに、関係機関・事業者と連携して情報交換を行い、受入体制の整備を進めていきます。

(4) 不法投棄防止体制の確立 充実

清潔で美しいまちづくりを推進するために、空き缶や吸い殻などのポイ捨て、使用済み家電製品などの不法投棄を防止することは重要です。パトロールの強化、啓発看板（不法投棄厳禁・犬のフン禁止）の配布・設置及び広報媒体を活用した啓発活動を充実させ、不法投棄防止体制を確立していきます。

(5) 施設の維持・管理のための組成分析の実施 充実

市内外の各施設の周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減するとともに、施設を長期的に安定・適正に運用するため、不適物の混入状況や分別状況を確認する必要があります。ごみの性状を把握するため、組成分析を実施し、ごみ分別ルールの浸透度の確認及び分別の徹底に向けた有効な施策を検討していきます。

3. 廃棄物処理を支える体制の確立

発生抑制を最優先とした3Rの推進とともに、安全・安心・安定的な適正処理の推進に向けて、関係機関・事業者との連携を図り、廃棄物処理を支える体制を確立していきます。

取組内容

(1) 浅川清流環境組合及び構成市との連携 強化

日野市、国分寺市とともに可燃ごみの共同処理を行う新可燃ごみ処理施設の安定・適切な運営のため、浅川清流環境組合との連携を図るとともに、施設の周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減し、安全・安心な環境を確保するため、引き続き、ごみの減量及び資源化の推進に取り組んでいきます。また、「新可燃ごみ処理施設の整備及び運営に関する覚書」に基づき、新可燃ごみ処理施設の本格稼働開始から概ね30年後を見据えて、次期施設について検討していきます。

更に、構成市である日野市、国分寺市とともに連携した施策の展開を図るため、「3市ごみ減量推進市民会議」を設置し、更なるごみ減量及び資源化を推進するため、広く市民に発信する情報の内容やごみ減量施策の検討を行います。

(2) 多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携 強化

発生抑制を最優先とした3Rの推進及び安全・安心・安定的な適正処理の推進に向けて、多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携を強化して情報の共有化を図るとともに、

地域性を踏まえた効率的な資源循環システムの構築に向けて、全国の自治体で行われている取組事例や広域的な取組などの調査・研究を行っていきます。

(3) 市民・事業者・行政の連携体制の強化 強化

発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けて、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を認識し行動することが重要です。ごみの減量及び資源化を更に推進するため、市民・事業者・行政が相互に協力・連携する体制の強化を図っていきます。

また、市民・事業者が主体となって行動を実践するためには、3Rの推進を「自分ごと化」⁶することで、本市の取組に協力していただく必要があります。より相乗的な効果を得ることができるよう、3Rを推進するための施策や取組を情報発信していくとともに、啓発活動を展開していきます。

(4) 清掃関連施設の整備 強化

将来にわたる安全・安心・安定的な適正処理を推進するため、「小金井市清掃関連施設整備基本計画」の基本方針に基づき、効率性・経済性に優れ、環境と安全に十分配慮し、市民に開かれた、不燃・粗大ごみ積替え・保管施設と資源物処理施設の整備を進めていきます。

(5) 災害廃棄物処理計画に基づく体制の整備 強化

災害発生時には、「小金井市地域防災計画」の基本方針に基づき、被害によるごみやがれきの発生量などの状況を把握し、迅速に処理を進めます。また、「小金井市災害廃棄物処理計画」を踏まえて、災害廃棄物の発生量の推計方法、仮置場の設置・管理方法など、より具体的な内容を定める災害廃棄物対策マニュアルを整備し、災害発生時の対応に向けた体制の構築を推進していきます。

更に、災害時の混乱した状況下において、市民に正確な情報を伝え、速やかに災害廃棄物の処理を進める体制を構築するためには、市民・事業者・行政の連携が不可欠です。行政との役割を明確にし、協働して初期対応に当たれるよう、ごみゼロ化推進員と協力体制を構築していきます。

(6) 一般廃棄物処理事業に係るコスト管理と情報公開 充実

市民・事業者に対し公平で適正な費用負担を求めるためには、適切なコスト情報の開示が必要です。限りある資源を有効活用するための資源化処理にも多額の経費がかかっていることから、ごみになるものを元から減らすリデュースを最優先に取り組まなければなりません。一般

⁶ ごみの減量や3Rの推進に関して、当事者意識を持ち、自ら考え行動してもらうことです。

廃棄物処理事業に係るコスト管理の徹底と情報開示に努めるとともに、国の一般廃棄物会計基準などを参考に比較検証を行い、新たな会計手法の検討や市民にわかりやすい情報公開に向けた研究を行っていきます。

(7) 環境基金の有効活用 充実

小金井市環境基金条例に基づき、一般廃棄物処理手数料の一部などを積み立てている環境基金を有効に活用していきます。

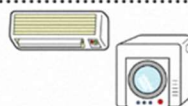
コラム 市で収集・処理しないもの

市で収集・処理しないものは、以下のとおりです。適正な処理・処分へのご理解・ご協力をお願いします。

家電 エアコン、テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は、家電リサイクル法に基づき、リサイクルが義務づけられている家電製品です。

処理方法・処分方法 ▶▶▶

- 買ったお店に引き取ってもらう。
- 買い換えの際、お店に引き取ってもらう。
- 家電リサイクル受付センターに申し込む。



パソコン 資源有効利用促進法に基づき、消費者とメーカーが協力しながら、使用済みパソコンを資源化しています。



- 資源有効利用促進法の認定事業者へ宅配回収を申し込む。
- メーカーに回収を申し込む。
- メーカーの分からない場合は購入した販売店に問い合わせる。
- メーカーがない場合は、一般社団法人パソコン3R推進協会に問い合わせる。

オートバイ・原動機付自転車 オートバイの適正な回収・リサイクルを目指し、メーカーによる回収が行われています。

処理方法・処分方法 ▶▶▶

- 廃棄二輪車取扱店のステッカーのあるお店に申し込む。
- 二輪車リサイクルコールセンターに問い合わせる。

その他 以下のものは、専門の処理業者に処分を依頼して下さい。

- 建築廃材・・・ドア・畳・床材・壁材・土・石材・ブロックなど
- 重量物・・・ピアノ・電子オルガン・耐火金庫など
- 破砕不適物・・・プロパンガスボンベ・自動車用品（バッテリー・タイヤ・ホイールなど）・消火器・ボウリングの球など
- 液体・・・灯油・廃油・農薬・薬品・塗料など
- 感染性廃棄物・・・注射器・注射針など
- ※ 在宅医療で出る注射針などは、かかりつけの医院に持ち込むか、注射針の自主回収を実施している薬局などで処分してください。
- その他・・・ペット用トイレ砂（燃やせる素材のものは除く）、フロンガスを使用している製品など



第4章 計画の実行性を高める仕組み

第1節 計画の進行管理の実施

環境マネジメントシステムの考え方であるPDCAサイクルを導入し、計画の進行管理を実施していきます。計画の実効性を高めるため、施策の見直しや継続的に改善を行うことにより、目標の達成を目指していきます。

1. 進捗状況の点検・評価

PDCAサイクルに基づき、Plan（計画・施策の立案、目標の設定）、Do（計画に沿った施策の実施）、Check（市民・事業者・行政のそれぞれの取組状況、施策の進捗状況、目標の達成状況などについて3者の連携の中で点検・評価）、Action（点検・評価に基づき必要に応じて、施策の改善を検討、目標達成に向けた計画の見直し）を行っていきます。更に、関係法令の改正や社会状況の変化などに柔軟に対応していきます。

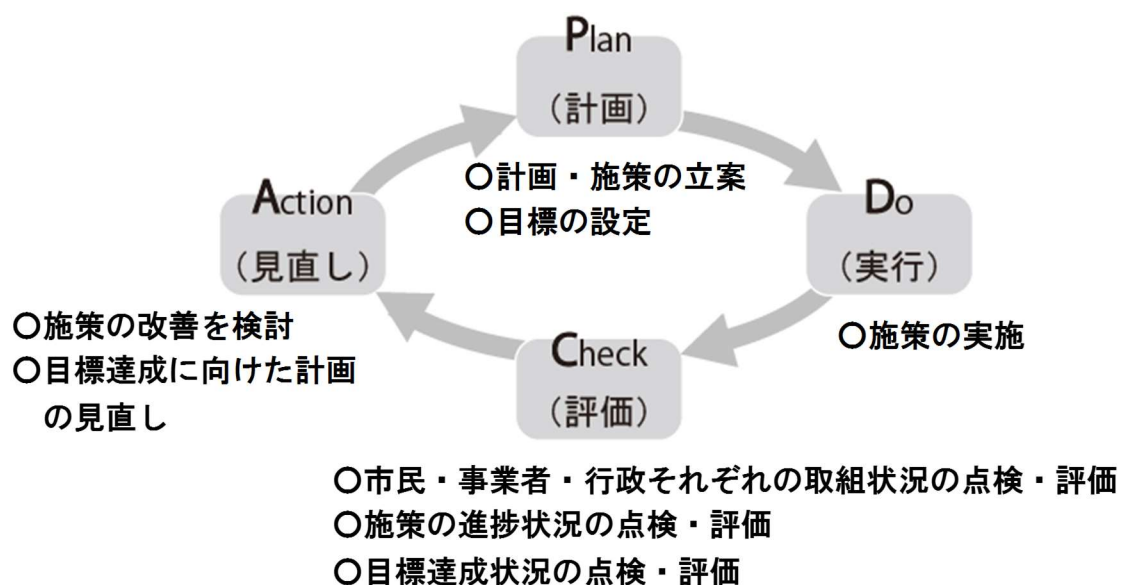


図 1-29 PDCAサイクル

第2部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状

第1節 収集運搬処理の状況

本市における水洗化率は99.8%となっており、し尿を含む生活排水は公共下水道によって処理していますが、一部水洗化できない一般世帯及び仮設トイレのし尿並びに浄化槽汚泥⁷については、武蔵野市、小平市、東大和市、武蔵村山市及び本市の5市で構成される一部事務組合（湖南衛生組合）で共同処理を行っています。

1. 収集運搬

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬を民間委託により行っています。

2. 処理

本市で発生するし尿及び浄化槽汚泥は、湖南衛生組合で共同処理を行っています。湖南衛生組合の処理量は、公共下水道の普及に伴って年々減少しています。

表 2-1 施設の概要

施設名称	湖南衛生組合し尿処理施設
所在地	武蔵村山市大南5丁目1番地
処理能力	4.1KL/日
処理方式	前処理希釈方式

第2節 し尿及び浄化槽汚泥の処理量

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移は、以下のとおりです。平成30年（2018年）度のし尿処理量は75.8KL、浄化槽汚泥処理量は4.7KLとなっています。

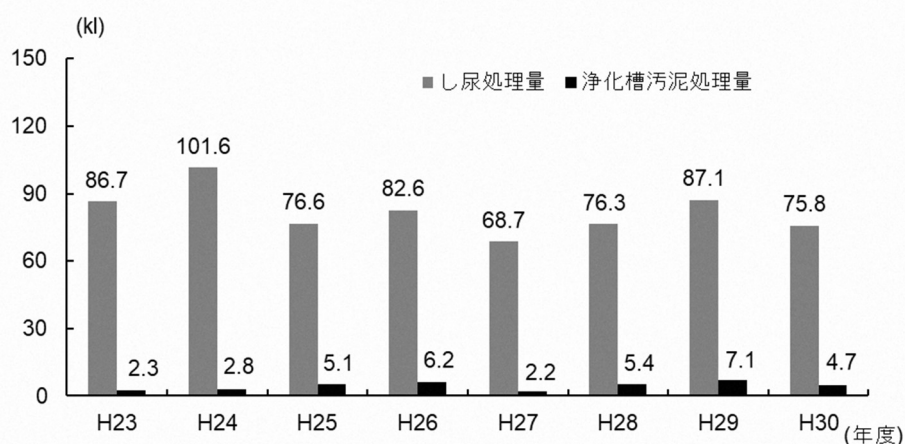


図 2-1 し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

⁷ 浄化槽に貯留されている汚泥のことで、一般廃棄物に該当します。

第2章 今後の取組

第1節 本市における取組

本市では公共下水道の整備が完了していることから、仮設トイレを除いた全ての生活排水について、下水道で処理することを目標とします。本市の人口は微増傾向が続いていますが、一般世帯からのし尿及び浄化槽汚泥処理量には影響がないものと予測しています。ただし、今後も排出が見込まれる工事現場の仮設トイレなどについては、適正な収集運搬及び処理ができるように体制を維持していきます。

第2節 災害時の対応

災害時における公衆衛生や環境保全を速やかに確保するため、都及び近隣市町村や事業者などとの相互応援体制を整備し、迅速に、し尿処理体制を確立していきます。災害発生時には、「小金井市地域防災計画」及び「小金井市災害廃棄物処理計画」に基づいて、本市環境部清掃班が中心となって被害状況、仮設トイレなどの設置状況及び補充必要基数などを把握するとともに、速やかに、し尿収集・処理計画を策定していきます。災害時においても、可能な限り、公共下水道、又は一部事務組合などのし尿処理施設で処理を行いますが、公共下水道やし尿処理施設が被災した場合、要処理量が処理能力を上回った場合などは、「災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定書」及び「災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書」に基づき、し尿収集運搬業者に協力を要請し、都が指定する北多摩一号水再生センターで処理を行います。